

平成25年第1回定例会

総務民生常任委員会
会議録 ①

期日：平成25年3月8日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 平成25年3月8日（金曜日） 午前10時00分～午後4時23分

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子 10番 富岡喜芳 15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英 22番 本間輝男 25番 橋村 誠
30番 鎌田 正

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木 誠治
神岡支所長：鈴木直樹	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：皆川 貢	協和支所長：武田春樹
南外支所長：伊藤敏夫	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薙 均	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	会計管理者：柴田敬史
秘書課長：富樫公誠	総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦
契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
管財課長：舩屋博之	総合防災課長：進藤 久
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	監査委員事務局長：佐藤智弘

議会事務局職員出席者

次長 竹内徳幸

審議案件

第1 報告第1号 専決処分報告について（平成24年度大仙市一般会計補正予算

(第9号)

- 第2 議案第11号 大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第12号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第13号 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第14号 大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第24号 大仙市地域雇用基金条例の制定について
- 第7 議案第41号 平成24年度大仙市一般会計補正予算(第10号)
- 第8 議案第52号 平成25年度大仙市一般会計予算
- 第9 議案第65号 平成25年度大仙市内小友財産区特別会計予算
- 第10 議案第66号 平成25年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
- 第11 議案第67号 平成25年度大仙市荒川財産区特別会計予算
- 第12 議案第68号 平成25年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
- 第13 議案第69号 平成25年度大仙市船岡財産区特別会計予算
- 第14 議案第70号 平成25年度大仙市淀川財産区特別会計予算
- 第15 平成25年度 入札契約制度の改正について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） あらためて、おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は総務部関係について行い、11日、月曜日に、市民部及び両部に係わる案件について審査を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、元吉総務部長より、ご挨拶をお願ひいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。大雪ということで大変心配しましたけれども、ようやく春らしくなって来たところで、一安心しているところでございます。本日の総務民生常任委員会でご審議いただきます総務部所管の議案は、専決処分報告、条例、24年度の一般会計補正予算、それから25年度の当初予算、合わせまして14件でございます。詳細につきまして、担当課長の方からご説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、25年度の当初予算もあり、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心に簡潔にしてください、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、報告第1号、「専決処分報告について（平成24年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。舩屋管財課長。

○管財課長（舩屋博之） それでは、ご説明いたします。資料につきましては、資料NO2-1の平成24年度補正予算（案）2月専決の事業説明書 において行います。

それでは、1 ページ目をご覧ください。事業名は、庁舎管理費であります。補正額が、1, 868 千円、補正後の額が、191, 908 千円となっております。補正の内容につきましては、今冬の豪雪によりまして、大曲庁舎駐車場などの除雪回数が例年に比べ、大幅に増えたことや、現在行っている大曲庁舎の耐震改修工事に伴い、来庁者用の駐車スペースが狭くなっていることなどから、排雪回数が例年に比べ増となったため、除排雪の経費が不足となり、補正をお願いしたものであります。

以上、ご説明いたしました、よろしくご説明申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第11号「大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第11号 大仙市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の9ページと10ページになります。本件につきましては、地方自治法の一部改正が去る3月1日に施行され、これまでの政務調査費の名称が政務活動費に改められ、新たに要請・陳情活動及び会議に係る経費についても支給の対象となり議員活動の範囲の拡大が図られました。このため、議員の皆様からより一層の政策提言能力や政策形成能力の強化を図っていただくため、現行議員一人当たり月額1万円から1万5千円に増額するもので、平成25年4月1日から施行することとしております。なお、本案につきましては、去る2月7日に開催した大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得ております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 報酬審議委員会での、妥当という結果の前に、ご意見としてどのような内容が出されたものか教えていただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 意見としましては、一つ目として、1万円では足りなかったのかというご質問がございまして、議会だよりでご報告しております収支状況について資料を提出しまして、全会派の平均執行率は77.8%となっているという状況を説明した後、今回の改正によりまして、使途も広がりまして、要請とか陳情、会議費にも充てることが可能になったということで増額をお願いするということで了解をいただいております。

使途内容について、資料購入費が少ないように思うという意見もございました。あとは、要請・陳情・会議費が追加されたことで活動するチャンスが生まれてきて、執行額も多くなるのではないかというふうなご意見も出ております。あと、収支報告書の監査はどうなっているかということで、活動費の収支状況について、各会派の経理責任者が収支報告書を作って議長に提出することになっていると、内容については市長にも報告するという内容になっているということで、こういった内容の質問と、回答を出したところ、了とするというふうな、諮問を妥当とするというふうな答申をいただいたところでございます。

○委員（佐藤文子） わかりました、OKです。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

佐藤文子委員 退室（10：06）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

佐藤文子委員 入室（１０：０７）

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第１２号「大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第１２号 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の１１ページと１２ページになります。本件につきましては、職員等が公務で旅行する場合の旅費について、現在のところ緊急やむを得ない必要がある場合に限り、航空機の利用を認め、航空賃を支給できることとされております。しかしながら、航空運賃が鉄道などと比較して経費的に有利である場合や、時間や距離などから業務効率が上がる場合があることから、このような場合においては、航空機の利用を認め、航空賃を支給できることとするもので、公布の日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この条例改正が、今になって出されてきたというふうなことで、もっと早く改正されていれば、もっと経費の節減等が図られていたものではないかなと思うわけですが、これまでの、条例に縛られて、職員が公務で電車を使って遠方までの、旅行するというような機会がかなりあったものかどうか、その辺、数字でわかるような事例がありましたら教えていただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 事例については、把握してございません。ただ、以前、秋田新幹線の開通を目指して、大曲盛岡間について新幹線を利用するというふうな運動が前にありまして、それによって、新幹線の利用を高めるということできたところでございます。ただ昨今、航空機が大幅に値下がりしたことを受けまして、要望もあることですし、また遠方に行く場合なんかは飛行機を使った場合が、効率的な場合が相当出てきましたので、今般改正をお願いするところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 当初はそういう新幹線を多く利用してもらおうというふうなことで、航空の方は避けて、こうした条例を作ったものかとは思いますが、いずれにしても新幹線・電車を利用して相当遠方までいく機会というのは把握していないというようなことなのですが、こういう条例を出す場合には、そうした、どれだけ不効率であったのかの根拠を示すデータぐらいは持ち合わせていただきたいものだなということ、ちょっと申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第13号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第13号『大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について』ご説明申し上げます。資料ナンバー「1」13ページをご覧ください。大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでありますが、消防団員の出動手当の中に「誤報等により現場で業務を要しなかった場合の出動手当は、日額2,000円とする。」を加えるものであります。改正内容につきましては、14ページと資料ナンバー「2-1」提出議案等総括表の4ページをご覧ください。

消防団員の出動手当であります。これまでは、現場において業務に従事した場合に限り支給し、誤報等により現場で業務を要しなかった場合には、支給しておりませんで

した。しかしながら、現場で業務を要しなかった場合であっても団員には確認作業や現場往復などで拘束される時間があることから、消防団幹部会からの要望もあり、消火活動を行わない場合であっても、2,000円の日額を支給するものとして改正するものであります。施行期日は25年4月1日であります。尚、この日額2,000円の支給額の算定基礎であります。近隣市の出動手当の支給額を参考といたしました。

近隣の状況であります。横手市は全ての出動につき1事案2,500円の支給、次に湯沢市は災害出動が2,200円、訓練が2,700円であります。由利本状市は1回の出動につき2,500円の支給となっております。秋田市ですが、全ての出動・訓練につき3,000円の支給とあります。いずれも基本的に『消火活動がなければ支給せず』の考え方でありました。また、参考までに昨年1年間の誤報等により、現場で業務を要しなかった件数であります。「消防団が出動したものの放水なし」が15件、「警備保障からの通報による非火災出動」が12件ありました。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今回の改正には賛成です。現場からのそうした要望も当然あったものだと思います。関連してお尋ねですけれども、火災の消火活動というものは当日行われた、その後消火された後次の日とか、そうした見回り等で消防団が活動しているというふうなことに対する出動手当というふうなものが支給されているものなのか、地域からはそうした、火災当日後のそうした活動に対する手当の要望もあるわけですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 見回りにつきましては、費用弁償の支給はございません。ただ、昨年川目でかなり大きな火災がございまして、2日にわたる、いわゆる残火処理と申しますか、なかなか火が消えなかったということで、水をかけて完全に火を消すために、翌朝まで及んだというような事案がございましたが、そうした場合には消火活動の一環に入りますので、2日間の手当を支給するようにしております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 翌日のそうした見回り活動というふうなことも、一定拘束されるというふうなことから考えれば、そうしたことへの出動手当というふうなものも検討されてはいかがかというふうなことを要望しておきたいと思っております。以上です。

- 委員長（渡邊秀俊） 他に質問はありませんか。はい、富岡委員。
- 委員（富岡喜芳） 火災が鎮火してから、消防団の方々が結構着いているわけですが、あれは大体、鎮火してから何時間という時間の経過というものはあるものですか。たいがい、本所とかが戻った後に地区の消防団の人方が着いているというか、見回っているというか、鎮火した後に何時間くらいなければだめだというような、そういう決まりとかはあるものですか。
- 委員長（渡邊秀俊） 総合防災課長。
- 総合防災課長（進藤久） 特に定めるものはございませんが、残り火が残って延焼につながるということを防ぐための残火処理でございますので、消防団の幹部の方々がそれをしっかり見定めて完全に鎮火したということを確認した上で全て退却するというような流れになっているようでございます。
- 委員長（渡邊秀俊） 富岡委員。
- 委員（富岡喜芳） その場合の費用弁償といたしますか、報酬といたしますか、それは出ないのですか。
- 総合防災課長（進藤久） 基本的に残火処理につきましては、出勤に入りますので、それは手当の対象になります。
- 委員（富岡喜芳） わかりました。
- 委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。
- （「なし」と叫ぶ者あり）
- 委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」と叫ぶ者あり）
- 委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。
- これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。
- （「なし」と叫ぶ者あり）
- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第14号「大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 次に、議案第14号『大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について』ご説明申し上げます。同じく資料ナンバー「1」15ページをご覧ください。大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正するものでありますが、改正内容につきましては、16ページと資料ナンバー「2-1」の5ページをご覧ください。災害見舞金は、災害により住家が全半焼、全半壊、流失、埋没又は浸水した場合に支給しておりますが、近年、災害見舞金の支給対象とならない風害による屋根部材の剥離や水害による事業用建物の浸水が多く発生していることから、こうした被害に対しても災害見舞金を支給するため、所要の改正を行うものであります。

今回改正なった詳細について、ご説明いたします。1つは、支給対象の追加であります。資料ナンバー「1」16ページをご覧ください。今回から見舞金支給の対象者に事業者が加わりまして、事業用建物とは、「民営の事業所が現に事業を営んでいる店舗、事務所、工場、業務用倉庫等の建物であって、基礎等により土地に定着しているものをいう。」と定義づけております。17ページの別表に示すように、今回から建物種別を設けました。種別には住家と事業用建物に区分しております。住家につきましては、風害による屋根部材の剥離被害があった場合につきましても1世帯当たり20,000円の見舞金を支給するものとしたものであります。

次に、事業用建物につきましては、水害により建物が流失若しくは半流失又は浸水したことにより営業できない状態となったとき同じく20,000円を支給することとしたものです。いずれも、大きな被害をもたらした平成23年6月23～24日の水害や平成24年4月3～4日の暴風被害の際、緊急的に要綱で対応して見舞金を支給してまいりましたが、これを条例化して恒久的なものにするための改正であります。

以上、条例改正の説明を終わらせていただきますが、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 昨年の屋根の剥離に対する見舞いが出されたわけですが、そのときに、確か剥離面積が3分の1とか、全部とか、そうした部分剥離に対してはどうだ

ったのかわかりませんが、そうした剥離の程度というふうなものは特別これには設けておりませんが、ほんの部分剥離でも十分見舞いとして支給するものかどうか、そこから辺の根拠というものをもう少し細かく明示する必要があるのではないかと思うんですが、そのへんはどのようにお考えですか。

○委員長（渡邊秀俊） 進藤課長。

○総合防災課長（進藤久） 昨年場合は、3分の1以上という一定の範囲を定めました。3分の1以上になりますとかなり周りにも迷惑かかるとのことと、自分自身で被害が結構大きい度合いになるということで、そういう判断基準を設けて支給させていただきました。こうした基準は、規則に定めまして、昨年同様のルールを持って運用したいと考えております。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第24号「大仙市地域雇用基金条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第24号 大仙市地域雇用基金条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の37ページと38ページになります。本件につきましては、大仙市経済・雇用・生活緊急対策本部第5次計画に基づき、これまで国や県の雇用対策に係る交付金等を活用して雇用してきた消費生活相談員や学校生活支援員等の雇用を継続するほか、今後予定されている市の重要施策における人員を継続的に雇用する財源に充てるため、大仙市地域雇用基金を設けるもので、公布の日から施行することとしてお

ります。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第41号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」の内、総務部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。

はじめに、佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 議案第41号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち議会費の歳出に係わる項目について、ご説明申し上げます。

補正予算書の18ページをご覧ください。1款1項1目、議会費7事業の議員報酬・期末手当及び共済費であります。

4節の共済費における「議員共済費負担金」を5,806,000円を減額するものであります。共済費負担金は、当初予算におきまして、条例規定の議員報酬による標準報酬月額で積算しておりますが、ご案内のとおり、本市議会では自ら議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例を改正し、報酬を7%を減額しております。この7%減額により、積算根拠となる標準報酬月額が、430,000円から400,000円に引き下がることになり、これに伴い全国市議会議員共済会に納付する共済費負担金も引き下げて納付することになりますので、その額として5,806,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第41号 平成24年度一般会計補正予算（第10号）のうち、総務課関係についてご説明いたします。補正予算書19ページ、総務民生常任委員会事業説明書2ページになります。事業名が地域雇用基金積立金ですが、科目新設いたしまして補正額1億円となります。事業の目的は、議案第24号でご説明申し上げましたとおり、重要事業において雇用してきた人材を継続的に雇用するための財源を確保し、事業効果を一層高めるとともに就労機会の充実を図ることを目的とし、地域雇用基金として1億円造成することを目標としております。概要につきましては、消費生活相談員や心の相談員、学校支援員等一定の知識と経験が必要とする方々を雇用してまいります。以上、総務課関係についてご説明いたしましたが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐藤総務部次長兼財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 続きまして財政課の所管についてご説明申し上げます。同じ資料の1ページにお戻り願いたいと思います。歳入について記載してございます。歳入10款、地方交付税は特別交付税といたしまして、5,212万9千円の補正でございます。今回の特別交付税は、中期交通対策事業費、いわゆる赤字バス路線の運行維持対策費の財源の一部として計上しているものであります。特別交付税の予算計上累計額は資料記載のとおり、20億7,832万7千円となるものでございます。今年度の交付決定額はまだ決まっておりませんが、例年3月中旬に閣議決定されております。18款繰入金につきましては、減債基金繰入金としまして、1億円の計上でございます。今回は任意の繰り上げ償還として、銀行から借りております資金の内、金利が2.37%と2.12%で借りている温泉宿泊施設ユメリアの繰り上げ償還の財源の一部として減債基金を活用するものであります。繰り上げ償還額は、1億6,690万円でございます。この内1億円を、減債基金充当するものであります。19款の繰越金は、前年度繰越金としまして、1億6,929万6千円の補正であります。23年度から24年度に繰り越された実質収支額は9億4,871万3千円であります。今回の補正によりまして、繰越金の予算計上額は7億8,089万4千円となるものであります。3ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。3ページにつきましては、財政調整基金の積立金でございます。補正額は8,053万9千円であります。24年度におきましては、当初予算で1億円、今回の補正が8千万円、合わせて1億8千万円の積み立てとなるものであります。これによりまして、24年度末残高は24億561万円となるものでございます。

また、当初予算でも1億円の基金積み立てを計上しておりますので、当初予算編成後では25億円の基金残高を確保しております。今後も財政運営を勘案しながら市の標準財政規模であります、現在約310億円が標準財政規模になっております。これの10%を目標に積み立てをして参るつもりであります。4ページをお願いいたします。公共施設修繕引き当て基金積立金でございます。補正額は5,003万円であります。これによりまして、24年度末残高は1億5,005万5千円となるものでございます。毎年度の決算剰余金の内から一定額を積み立てするものでございます。今後も積み立てして参りたいと考えております。

5ページをお願いいたします。長期債元金の償還金でございます。補正額は3億7,938万7千円でございます。内容としましては、ふたつありまして、一つ目は保証金免除繰り上げ償還であります。政府資金の内、平成4年以前に借り入れた年利5%以上、6%未満の比較的高い金利のものについて、今回借換債を活用して、政府資金に対しては繰り上げ償還を行って、県の振興資金を借りまして、無利子で借り換えをいたします。今回対象となる施設は、老人保健施設の幸寿園でありますけれども、幸寿園の運用については法人が行っておりますけれども、施設の償還については市が実施しているものでございます。これについて、今回残債について2億1,240万円を借り換えいたします。これによりまして利子の軽減額は4,229万6千円と試算しているものであります。それからもう一つは、任意の繰り上げ償還ということで、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、銀行から借りている資金の内、年利2%から3%の間のものを銀行と協議いたしまして、今回ユメリアの建設の資金としたものを、こちらの方を繰り上げ償還するものであります。2件です。1億6,690万円になります。

次のページをお願いいたします。6ページになります。長期債利子の償還金であります。こちらの方は補正額3,190万円の減額補正であります。これにつきましては、24年度当初予算では23年度債の借り入れを2%程度というふうに見込んで予算を立てておりましたが、最終的に全ての借り入れが決定しました、一般会計では0.6から1.185で借り入れを行っております。公営企業債の場合は0.7から1.8で借り入れを行っております。また振興資金の内、一部が無利息で借り入れを行ってございます。こういったことから一般会計については、3,190万円の減額補正を今回するものでございます。以上が財政課の所管する補正予算の説明であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第41号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。資料ナンバー「3」の補正予算書と、併せて資料ナンバー「3-1」の主な事業説明書によりまして説明いたします。始めに、補正予算書の25ページ、事業説明書の7ページをご覧ください。9款1項2目12事業 消防団管理運営費 消防団員に対する費用弁償の支給についてであります。補正前の予算額が3千685万2千円に対しまして224万円を補正し、補正後の予算額を3千909万2千円とするものであります。補正額224万円の内訳をご説明申し上げます。これは、消防団員が出場した訓練・幹部会議等における費用弁償の支給並びに団員が円滑に活動できる環境づくりを目的とした経費でございます。事業概要にありますように、昨年6月10日に雄物川河川敷地において開催した「緊急車両運転操作講習会」であります。全市から426名の消防団員が参集しております。また「秋田県消防操法大会」へ出動した大曲支団第2分団への操法訓練に対する費用弁償が予定より上回ったため、今後支給が見込まれる不足分224万円の補正をお願いするものであります。補正額の財源内訳であります。全て一般財源であります。

次に事業説明書の8ページをご覧ください。9款1項2目13事業 消防団員災害出動費52万円の補正であります。災害現場に出動した1回につき費用弁償4,000円ありますが、過去3年間の出動実績を鑑みながら年間870名の出動件数と見込み、2～3月分において、延べ130名分の費用弁償額が不足するものと見込まれますのでこの度の補正をお願いするものであります。

次に事業説明書の9ページをご覧ください。9款1項3目10事業 消防施設維持管理費の補正であります。消防資機材の修繕に係る経費の補正であります。神岡地域本郷地区の防火水槽引水パイプ採水口の修繕費78,750円、南外地域の南外支団センターの屋根の修繕費10万5千円あります。さらに小型ポンプ5台分の修繕費25万円を加えて43万4千円の補正をお願いするものであります。それぞれの補正額の財源内訳であります。いずれも一般財源であります。

以上、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、柴田会計管理者。

○会計管理者（柴田敬史） 会計課所管についてご説明申し上げます。事業説明書の10ページとなります。一時借入金等利子1千万の予算に対して800万の減額補正をお願い

いたすものであります。一時借入金利子は会計課の日々の出納上で資金不足になったときに、短期の資金を借り入れる際の支払利息であります。通常の実業費予算と異なりまして、できるだけ使わないようにするというのが私どもの役割となります。その反面、今年度地方交付税の交付時期が遅れるという事態がありましたけれども、外部的な要因に左右される部分も大変大きくて、一定の額の予算を毎年度措置してもらっているところでもあります。本年度は3月、4月と一時借入れをいたしますけれども、それを考えても不用額が大きくなるということから、このタイミングで減額の補正をお願いするものであります。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政課次長さんにお聞きします。基本的なことから申し上げますと、財調24億の積み立てが可能になった、それと適正化計画が順調に進んでいるということで、高い評価をさせていただきます。基本的に繰り上げ償還3億8千万、借換債への無利子活用ということ、それから長期債の適正借り換えということで、財政当局の努力の跡が見えますので、これからもこの方向で進んでいただくことを要望します。

質問に入りますが、補正対応する中で、今年度の予算が15ヶ月予算というようなことで非常に変則な中で、会計大変厳しいと思いますが、24年度の留保財源をどの程度見込んでいるのか、その点第1点、15ヶ月ですから、留保する、しないの問題が、意識の問題だと思いますが、一応通常であれば留保財源をどの程度見ているのか、まず一つ。それから、私の方の所管ではありませんが、下水・農集に関する繰入額、基準外繰り入れという額が、毎年のようにこの時期に出てくるわけですが、特別会計への繰り入れについての基本的認識をどのようにとらえているのか、その額が減っているような感じも実は見っていますが、そこら辺をまず一点、それから繰り入れに関しては現課との調整検討はどの時期にどのような形で繰入額を決定しているのか、そこら辺についてちょっとお聞きします。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） お答えいたします。最初は、今年度の留保財源、最終的には実質収支、いわゆる剰余金がどの程度出るかということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

実質収支の関係では、歳入の留保と歳出の予算執行率による不用額の積み上げによる剰余金ということになると思います。歳入は、繰越金と普通交付税合わせて2億1千万ほど留保しておりますけれども、この財源につきましては、この後国の緊急経済対策として地域の元気な臨時交付金というのが今国で、国会で可決なりまして、内示が入ってきております。そういった関係でこの後準備が整い次第これに関わります補正予算を追加提案という形をお願いする予定でございますので、まず歳入の留保資金については、こちらの方の財源として使わせていただきたいというふうに考えてございます。それから、毎年特別交付税については決定額と予算計上額の間には少し差がありまして、決定額は予算計上額よりも多くいただいておりますので、その分留保しておりますけれども、今冬の場合は、このような除雪体制で経費もかなりかかっております。その分特別交付税でも緊急要望しておりますけれども、それについてはもうちょっと、来週にならないとまだ具体的な数字がわからない状況でありますので、先ほどの剰余金との関係では大体標準財政規模の3%程度が大仙市のこれまでの剰余金の額です。標準財政規模310億で3%ですので9億円前後というのが大仙市のこれまでの額でした。実際23年度もそのようになってございます。ただ今年は少し除雪経費の分歳出が多くかかっておりますので、その分を少し割り引いて、標準財政規模のおそらく2%から2.5%程度、そうしますと7億円前後になるのではないかなと考えているところでございます。

それから、特別会計の基準外繰り出しの関係であります。大仙市で現在基準外繰り出ししているのは、大きく分けて2パターンあります。一つは各公営企業で自前の財源で会計を黒字決算できないということで、赤字補填的な意味合いで基準外というのが、これは総務省のルールがありますけれども、その外ということで基準外繰り出しという形で呼んでいます。それから、もう一つは、かなり政策的な意味で、国民健康保険に対しては、国保税の軽減をするという政策的な意味から毎年1億5千万円から2億5千万円の範囲内において繰り出し基準をしております。これが大仙市の繰り出し基準であります。

今議員がおっしゃった下水・農集等は、議員ご指摘のとおり、繰り出し基準額も、実は多くなっています。何故多くなっているかということ、例えば公債費の償還が年々増えているという状況で、そういったことで少し繰り出し基準外の繰り出しについては少し多くなっておりますので、これについては繰り出し基準外の繰り出しは、やっぱり軽減していかなければならないということをも、現課とのヒアリングの際には十分話し

ております。そうした中で、下水道では加入促進、ということでは、今新規加入者の方に半年間料金を免除して加入を促進させるとか、住宅リフォームなんかの場合は、柱の一つに、水洗化した場合住宅リフォームの対象にしますということでやっていますので、そういったことを現課とお互いに共通の認識を持ちながら予算計上させてもらっているところであります。ただ、赤字補填的な基準外繰り出しにつきましては、やはり軽減していかないと財政硬直の一つの原因になりますので、気をつけながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ありがとうございます。留保財源については、15ヶ月予算ということで大変なことは事実だと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

二つ目の質問に関して、やはり、現課との調整に関して、もう一回、やはり再検討する時期だと思います。個々に支所長おるわけですが、私の方加入率がいいという意味ではないけれども、加入率30%台の旧町村もいっぱいあるとは申し上げませんが、あるわけですね。やっぱり、施設の老朽化、処理場の老朽化もだいぶ進んでいます。そういう点を見ると、やっぱり特別会計である以上は、受益者負担を伴って、任意の加入ではなくて強制的な流れの中で、事業進めている中で、どうしても加入率低いと事業として成り立たないというのが事実です。そこらへん考えると、やっぱり加入率上げることと施設の老朽化をどうするかということ、それから今課長言われたとおり、リフォーム事業にこの加入促進を組み合わせる中で、現課との調整はやっぱり早め早めにしていかないと特別会計がほんとにお荷物なるような時期が必ず来ますので、支所長さん方も含めまして加入率の促進を促したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 当初いろいろ事業進めるに当たって、皆さんから同意をいただいて、同意率ということで事業を進めて参ったわけでございますけれども、実際伺って見ますとなかなかいろんな事情があって加入していただけないというような地域の事情があるようでございます。議員のご提言をふまえて、市として、いわゆる処理施設の長寿命化の問題もありますので、加入率の促進、市全域一体となって本格的にこの後取り組んで参りたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 地域雇用基金積立金の事業の中身に関して、この基金を使って市内の方々の雇用を進めることは大いに結構なことでありますけれども、その対象となる人材の職種というか、この中には臨時で雇用するには不適切な感じのする、例えば学校生活支援員といった、県費で使われる正規の教員と同等の教育活動に携わるような方々、いらっしゃるわけですが、こうした、臨時というような形で雇用基金を使ってこうした専門職を雇っていくというふうなことなわけですが、その内容によっては学校生活支援員のような、本来であれば実態に合わせて正規の職員としてしっかりと位置づけてやっていただきたいものがあるわけですが、そこら辺の、専門の知識を得ている職種と書いているわけですが、この基金を使った雇用の人材の職種というか、そこら辺の考え方というのは基準を設けていらっしゃるものなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 基準につきましては、基金の目的でございます、これまで国及び県の雇用対策に関わる交付金を利用して雇いあげてきた方々について、平成25年度から廃止になるものもございます。この中で、特に額的には、住民生活に光を注ぐ基金という、いわゆる光基金のところからなくなるというふうなお話でございますので、その部分について重点的に今後雇用するというふうな計画であります。内容については、少子化対策或いは子どもに関わる、今申し上げました学校生活支援員とかそういう方々を中心に、子どもの将来を考えて、大仙市の宝であります子どもの未来が明るくなるような形の方々について雇用していくというふうに考えているところでございまして、その他、家庭相談員或いは保育アドバイザー、保育支援員、それから今話題となっております自殺予防対策に関わるこころの相談員等の雇用を考えているところでございます。今後、いずれ子育て支援等のいわゆる少子化対策に関わる部分について、関係各課と協議しまして必要な職であるとすれば、それに関わる職員についても雇用して参りたいと考えているところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） その中で、この学校生活支援員というような配置は、おそらく県の方でも県費として配置しているかと思えます。そして実態に合わせて市費でもって配置した経緯があったやに思いますが、こうした方々、県費の方々と市費の方々と、方や臨時で市費でやっているというような方はちょっと、そういう形での配置というのは果た

していいのかどうか、非常に疑問に思います。非常に専門性も高いし、常時フル回転で学校に配置されているこうした学校支援員のような方は、県費の制限もあるわけですので、市費でもって正職員としてしっかりと位置づけていただきたいなというふうなことを思っているものですから、もしそういった面で、各課と相談されて、学校支援員については正規雇用を目指していただければなと思います。

- 委員長（渡邊秀俊） 総務課長。もっと自信もって、大きい声で。
- 総務課長（伊藤義之） 関係各課と検討させていただきたいと思います。
- 委員（佐藤文子） よろしくをお願いします。
- 委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、11日、市民部と一緒にいきます。ここで暫時休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時13分 再開）

- 委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号「平成25年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各課ごとに行います。はじめに、佐々木議会事務局長。

- 議会事務局長（佐々木誠治） それでは、議案第52号、平成25年度一般会計予算にかかる議会費の内容について、ご説明申し上げます。議会事務局提出の資料及び予算書の49ページをあわせてご覧願います。

1款議会費の予算総額は、348,328,000円で、前年度比較で3,627,000円の減となっております。予算減の主な要因は、4月から9月までは議員の欠員2名分、10月からは議員の定数条例により30名から28名となりますので、その2名分にかかる議員報酬等の減、そして総務省令による負担率の引き下げに伴う議員共済費負担金の減によるものであります。

それでは、事業別に内容をご説明申し上げます。

7事業、議員報酬・期末手当及び共済費であります。本年度予算額は263,990,000円で、前年度比較で8,235,000円の減であります。議員報酬は、146,496,000円で、前年

度と同額となっております。議員28名分であります。議員期末手当は、42,118,000円で、前年度と同額となっております。議員28名分であります。共済費は、75,376,000円で、前年度比較で8,235,000円の減となっております。これは、前段でご説明申し上げましたが、議員共済負担金の負担率において、平成24年度の「100分の57.6」から、平成25年度は「100分の51.9」に負担率が引き下げられたことによるものであります。この議員共済費負担金の算出は、4月1日現在において在職する議員の標準報酬月額の内総額に12を乗じた額に「100分の51.9」を乗じて得た額を全国市議会議員共済会に納付するものであります。このほかに、事務費負担金として、390,000円であります。

9事業、職員人件費は、64,852,000円であります。これは、職員7名分であります。

10事業議会活動費は、11,297,000円で、前年度比較で1,541,000円の増であります。主な内容としましては、旅費として、各常任委員会・議会運営委員会の行政視察にかかる旅費は、前年度と同額の1人当たり100,000円としております。また、費用弁償につきましては、議会基本条例の制定に伴い、市政懇談会を含む議会活動が今まで以上に増えてきていることから、平成24年度と同様に年間一人当50日として計上しております。加えまして、公共施設運営改善等調査特別委員会、議会改革推進会議、議会報編集委員会の費用弁償として、年間200日を見込んで積算しております。政務調査費につきまして、今般、特別職報酬等審議会の答申のもとに、政務活動費が議員一人当たり月額5,000円を引き上げされることになり、年間一人当たり交付額80,000円の28名分として5,040,000円を計上しております。

次に、11事業「議長交際費」は、前年度と同額の900,000円であります。

次に、12事業「議会管理費」は、3,450,000円で、前年度比較で35,000円の増であります。内容は、職員の随行旅費、コピー機の賃借料とパフォーマンス料、会議録の反訳委託料、事務消耗品が主なものであります。議員の改選に伴う消耗品的な経費が増となっております。

次に、13事業「議会広報発行経費」は、3,212,000円で、前年度比較で69,000円の減であります。内容は、年4回表紙のカラー印刷、平均12ページ、31,600部を印刷する議会だよりの経費であります。1部当たりの単価は24円20銭としております。

次に、50事業「議長会負担金」として、627,000円で、前年度と同額であります。これは、全国市議会議長会、東北市議会議長会、秋田県市議会議長会、全国自治体病院経営都市市議会協議会への負担金となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、高橋委員。
- 委員（高橋敏英） 議長交際費、何で90万円まで下がったのか。ここに議長いないから聞くども。市長交際費が4百何万あって、両輪だべた、議長と市長は。議長は仕事ねどこだ。そこははっきりしなければならない。大曲のとき300万くらいあった、実際、範囲が広がって何故こういうふうに制限されているのか。逆に言えば包みぷし足りないとかではないか。ブーイング来ている、各地域から、足りないということで。本人は来なくても包みぷし欲しいという人はいっぱいある。そこあたり、事務局判断でものやってもできない。
- 委員長（渡邊秀俊） 議会事務局長。
- 議会事務局長（佐々木誠治） 合併時は確か300万の予算で、執行率が40.2%でございました。平成19年度からは200万円に、100万ほど下がっているようです。執行率がそのときも47%ということがございます。平成22年度から現在の額の90万円ということで、この執行率は大体80%ということのようでございます。そういうことから勘案しまして、25年度も90万円という予算計上をお願いしたところでございます。以上でございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、高橋委員。
- 委員（高橋敏英） 執行率、執行率言うけれど、枠をあなた方決めているんでね、逆に。そこあたりの判断だ。
- 委員長（渡邊秀俊） はい局長。
- 議会事務局長（佐々木誠治） ご案内とかありますけれども、全て議長にお話ししまして、議長の指示を受けて支出しております。
- 委員（高橋敏英） そうすれば、議長が怠慢で行動してねば、副議長は何をやっているのか。副議長の行動は何をやっているのか。二人いるのか。市長はひとりだしよ。市長と同じ行動して、各地域を回っているにもかかわらず、足りないということはおかしい、大体いい線で行くことだよ。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、局長。
- 議会事務局長（佐々木誠治） 議長が他の公務と重なって出席できないときは副議長にお願いしています。その際にも議長交際費の方からお出ししております。また、正副議

長がどちらも出られない場合には所管する委員長さんの方に議長代理でということをお願いして、それぞれ交際費の方から負担しております。以上でございます。

○委員（高橋敏英） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、議会事務局に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第52号 平成25年度一般会計予算のうち、総務課関係についてご説明いたします。

始めに特別職人件費についてご説明いたします。予算概要（総務課）資料1ページのNo.2ですが、特別職のうち市長及び副市長の人件費として、4,940万5千円を計上しておりますが、昨年度より24万6千円減額となっておりますが、共済費の負担率（追加費用分）の変更によるものです。資料2ページのNo.15ですが、代表監査委員の人件費として、1,273万8千円計上しておりますが、昨年度より減額となっておりますのは、共済費（追加費用）の負担率の変更によるものです。

次に、一般会計における一般職人件費についてご説明いたします。予算書の138ページをご覧ください。一般会計の人件費につきましては、再任用を含め職員数798名、67億2,416万6千円を計上しており、昨年度と比べまして、職員数で19名、額にして4,884万5千円減少となっております。なお、一般職につきましても、共済費は、減額となっております。

資料にお戻り願います。次に、1ページNo.1 産業医報酬132万円につきましては、労働安全衛生法に基づき本庁及び各支所ごとに配置しております産業医に対する報酬でございます。次に、No.3 職員研修及び厚生費の1,853万7千円につきましては、職員の資質や能力の向上を図るため実施いたします階層別職員研修や県が行う能力開発研修など、各種研修に係る講師委託料や旅費等の経費、及び職員の健康の維持管理を目的とする基本健診や胃部健診に係る委託料でございます。なお、この事業に対しては、市町村振興協会から、市町村アカデミーでの研修助成金として9万2千円を見込んでおります。

次に、No.4 行革関連経費の28万5千円につきましては、行革推進会議と指定管理

者選定委員会の開催経費として報酬と費用弁償に係る経費です。昨年度より13万3千円増額となっておりますのは、平成25年度中に第3次行政改革大綱を策定する予定であることから、行革推進会議の開催を増やす必要があるためです。

次に、No.5 総務一般管理費の3,668万5千円につきましては、本庁及び支所で雇用する嘱託職員や障害者雇用及び産休代替の臨時職員賃金、社会保険料が主なものですが、そのほか、特別職報酬等審議会委員や情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬、職員採用試験関連経費、弁護士相談手数料などがございます。

次に、No.6 職員安全衛生費の50万円につきましては、職員の安全衛生に対する意識を向上させることを目的として、各種事業を行うための経費です。平成25年度もメンタルヘルス対策を重点に各支所ごとに事業を行うとともに、公務災害を防止するための事業を行う予定です。

2ページをご覧ください。次に、No.7 一般管理費負担金の12万2千円につきましては、公平委員会事務を秋田県人事委員会に委託している委託料、秋田県市町村会館負担金、社会保険協会負担金でございますが、昨年度より459万7千円減額となっておりますのは、次の秋田県市町村事務組合負担金の非常勤職員等公務災害負担金が、別事業にて計上されることとなったからです。

次に、No.8 秋田県市町村総合事務組合負担金につきましては、ただ今申し上げました通り、市議会議員のほか行政協力員や保健推進員など3,634人の非常勤職員公務災害補償に関する負担金371万3千円を計上しております。

次に、No.9 図書購入費及び文書等集中管理費の4,519万3千円につきましては、本庁及び支所における各種図書購入費、例規集の追録代、コピー用紙等の消耗品の購入代、その他郵便料、FAXやコピー機の使用料、印刷機の賃借料などがございますが、行政コストの縮減を図るため、前年度比250万円減額となっております。なお、この事業に対しまして、県からの移譲事務交付金として、1万4千円を見込んでおります。

次に、No.10 法制執務関連経費の352万8千円につきましては、例規集の整備に関する経費で、改正した例規のデータ更新費用や例規検索システムの使用料で前年同額となっております。

次に、No.11 アーカイブズ関連経費の639万1千円につきましては、事業説明書の1-1ページをご覧ください。公文書のうち重要なものを選別して閲覧に供することにより市民の知る権利や説明責任にこたえ、未来の在り方について考えることを目的と

し、文章のライフサイクルを確立することを目標としております。4のこれまでの成果と今後の方向性ですが、24年度は、旧大曲市の永年保存文書と大仙市の本庁の文書、それに旧中仙町と中仙支所の文書等を目録化しております。また、歴史的資料については、市民ボランティアの協力などにより3万点を超える資料の目録化、やデジタルデータ化を行っており、一部は解読作業まで行っております。今後、ほかの支所における文書を早期に目録化し、また歴史的資料についても市民が利用できる環境づくりを行ってまいります。なお、昨年度より228万7千円増額となっているのは、臨時職員について、緊急雇用事業を利用し雇用してきた2名を直接雇用するために増額となったものです。

次に、No.12 行政協力員関連経費の3,959万1千円につきましては、行政協力員884人分の報酬及び永年従事表彰の記念品代、広報配布委託料等でございまして、報酬につきましては、平等割が1万円、世帯数割が1世帯1千円となっております。なお、この財源として秋田県より県広報及び県議会報の配布手数料として241万9千円を見込んでおります。

次に、No.13 自衛官自衛隊関連経費の9万6千円につきましては、自衛官募集事務にかかわる経費で、自衛官採用案内書送付の郵便料等でございます。増額分につきましては、25年度の入隊激励会における記念品の購入経費です。(3市町持ち回り)なお、この財源として、国から委託料として5万1千円見込んでおります。

次に、No.14 固定資産評価審査委員会関連経費の6万4千円につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬および研修旅費等でございます。

次に、No.16 社会福祉総務費負担金の11万3千円につきましては、大仙市と美郷町地域の保護司で結成されている保護司会への助成金でございます。

以上、総務課所管分についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○委員長(渡邊秀俊) ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、本間委員。

○委員(本間輝男) 総務部長、国の方で今、国家公務員の給与削減ということで、いろいろ噂が出ていますが、大仙市としては7月から3月までの職員の給与に関して、カットするのかもしれないのかという議論があるのかがまずひとつ。

それから従わざるを得ないだろうというような議論が出ている中で、職員の方々にとっては大変なことだと思うので、そのへんの配慮は内部的に検討されて、この予算に含みを持たせているのか、第2点。

もう一つは、いろんな意味で交付税の関係でいろいろ言われている中で、やはり給料カットというものが全県的な、統一的な流れだとしても、大仙市としての基本的な姿勢はどの程度を見ているのか、と同時に、カットすればどの程度カットなるのか、そこら辺の検証なんとしているかお聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 給与カットの関係については、総務課の中ではいろいろ、市長、副市長の方ともいろいろ対応については協議してございます。ただ、組合とのこの後の交渉等も実際どうするかということの方針も、まだ、きちっと、こういう態度で交渉するとか実施するというのを、まだ決めるという段階までには至っておりません。組合の方からそういったことで要請書等もいただいております。その対応についてもこの後市長の方といろいろ対応について協議をするというような段階であります。

予算との関係でありますけれども、全然、そういうカットとか、するしないとかいうことを見込んでいるような予算ではございません。

それから、他市との関係でありますけれども、いろいろ情報収集に努めておりますけれども、まだ、私どもの自治体と同じようにきちっと対応を決めているというようなところはないような情報であります。私ども、これまでは交付税をカットするというようなことについては、当然これは一貫して市長会とも通じて、市として反対ですと、承伏できませんということは申し上げております。ただ、給与の関係につきましては、ラスパイレス指数が、国の方で既に給与カットを実施した関係で市の方が、大仙市の場合も国より1.5ですか、101.5ということで高いというような状況になっております。こういった点については、私ども部内の職員の意見ですけれども、やはりその点については何らかの対応をしなければ住民の皆さんからの理解は得られないのではないかなというふうに思っております。あとは、具体的にこの後どうするかということは、先ほど申しましたように、いろいろこの後組合の要請等もございますので、早急に市長といろいろ協議しまして市としての対応を決定して参りたいと思っておりますのでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 職員の方々にとっては生活給ですので、きちんとしたものが急に7月、ボーナス支給後にカットですよというようなことがないように、きちんと順序だててやっていかないと職員の方々大変だと思います。そこら辺は十分に検討して、徹底していただきたいということだけお願いしておきます。

もう一つ、支所職員が、この計画表見ると25年度からは800人完全に25年度からは切れるというような計画配置になっていますが、支所長さん今日ここにいる中で、支所の職員が兼務をしている人が大半です、専任でやっている方はほとんどおりません。税務もやっているしこっちもやっている、例えば福祉やりながら保育もやっているというようなこともたくさんあります。支所体制をこれからどうするかということ、大事なことだと思います。支所長という立場の方々、支所をなんとかして機能させるかというときに、職員の適正な人員を求めていると思うけれども、これでいくと必ず支所は1人なり2人減になってくるような気がしてならないわけですがけれども、実際これ、20人、いまでは19人が減るとこのしわ寄せはどこに行くのか、本庁なのか支所なのかというところはなんと考えていますか。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 一般質問で市長からも後答弁申し上げましたけれども、1本庁7支所という体制は、原則この後も続けていくという考え方であります。ただ、職員が自ずと減っていくわけですので、それからもう一つは、事務によってはある程度集約化を図った方が、全ての支所で同じようにやらなくても、ある程度まとめてやった方が効果があるような事業、事務というものも考えられるというふうに思っております。そういったことについては、統括して集約していくというようなことを将来的には考えていかざるを得ないと私どもで思っております。それで、当面の、と言いますか、今ちょうど異動の時期でありますので、異動の作業に当たりましては、昨年からいろいろ支所の方にも伺いまして、実態、それから業務のこと、それから人のいろいろな、メンタルの面も含めていろいろヒアリングさせていただいております。その際、私どもの方から申し上げましたのは、25年度の機構の大きな変革はいたしません、それから支所の人員についても現有のままで異動の作業をさせていただきますということを申し上げておりまして、そういった方向で現在作業を進めております。将来的に、例えば5年後10年後の支所をどういう形に持って行くかということについては、25年度から、これから27年からの交付税の算定替えが始まりますので、そういった大きいフレーム

の中でより有効な、住民のために役に立つような支所が望ましいのかということを検討していききたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 支所の増なり減はしないで現有でやるという姿勢であるとすれば大変ありがたいわけです。支所も大事な役所の一部ですので、やはり旧町村にとっては、支所というのは旧役場ですので、住民に最も密着した行政組織ですので、どうか一つの点は十分配慮していただくようお願い申し上げます。

もう一つ、私どもの仙北、太田支所、中仙支所の嘱託職員の待遇改善ということで私も前から申し上げてきましたけれども、私から見れば嘱託職員の待遇が、支所とかその人によってみんな違いがあると、それから給与体系も違うというようなことで、アンバランスが事実あるわけです。退職金制度に乗っている方もいるし乗っていない人もいる、それから賞与に関してもある人もない人もいるというようなことで、非常にばらつきが見られるということです。特に仙北なんか、採用のときの状況によって非常に違いがあります。どうか一つ、統一した基準の中で、仕事そのものは一般職と全く同じことをやっています。そして、8時から5時までの間やりながらも、非常に待遇が低いというようなこともありますので、どうか一つ今回の人事異動に関しましては、嘱託職員の再任用に関しましては十分なる手当をしていただくように配慮いただければ大変ありがたいと思います。部長、いかがですか。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 合併した当初は、ご案内のようにそれぞれの旧町の嘱託職員についてはだいぶ、給与面それから待遇面で違いがあったわけでございまして、当初一定の基準を作りまして、できるだけ平準化といいますか、同じような職であればできるだけ同じような待遇ということでの改善といいますか、改革は一応させていただいたつもりであります。ただ、あまりにも低い方と高い方の差がまだまだあり過ぎましたので、そのへんのところで完全に同一というような形には現在もなっておりません。今年、その改革をしてから何年か経っておりますので、ずっとその給料の月額でお願いして参りましたので、今年25年度予算については若干でありますけれども、低い方については上の方に近づいていただくようにということで、若干嘱託職員賃金も上げさせていただいております。ものすごく高い方もいらっしゃいますので、そちらの方はまだちょっと待っていただくというような形で、私どもとしては、3年ぐらいで調整しながら、ちょ

っと時間はかかりますけれども、なかなか一気にというのは難しい部分があるのかなと思っておりますけれども、ちょっと時間はかかりますけれども、少しでも待遇改善ということのをこの後も進めていきたいというふうに思っております。25年度は若干ですけれども予算上は改善させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 改善に関して検討したと、それからその方向に進むということで、3年くらい時間かかるということ、わかりました。ただ、私の方の仙北で、3年すると退職する人もいます。だから私言っているのです。3年後に退職する職員が、嘱託職員がいるから今急がなければいけないというのはそれなんです。だから悠長に3年などと言わないで、上げるものは上げて、退職金規定ならそういうものをきっちり見直して、やはりそういうものでなければ職員の人方、やる気ないですよ、これ。そこらへんはやっぱり配慮していただくことは、悠長に3年といえれば俺らは明日にいなくなるかもしれないけれども、その人方生活給だ、女性だ、ほとんど。太田の人もだ。やっぱり、同じ仕事させて、あんた方飲み会の時だって同じ会費払わせるしよ、5千円会費といえればその人方給料安いから2千円なんてあり得ないですよ。そこら辺配慮していただいて、3年なんて言わないで早急に改善するというような答弁いただけないですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） いろいろな経緯があって、それぞれの事情の中で現在の給与、というような、残念ながら一部の職員は低い、高い方もいらっしゃるという状況になっているんだと思いますので、一律にそれをというようなことはなかなか私の口からは今は、申し上げにくいということでございますので、少し時間をいただきたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私の気持ち伝わったと思うんだけど、あんた方一般職であっても、旧町村の給料格差まだ是正されていないところあるんですよ、旧大曲とか、南外とか、高いところはいいんだけど低いところは依然として低いんです。改善するすると、合併から10年ですよ、だから下手すれば、次長さんより参事さんの方が給料いいなんていうこと、事実あったしよ、そこらへんやっぱり、部長としてはそれ以上言えないと思うけれども私の思いだけは伝えておきますので、どうか一つよろしくお願ひします。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、総務課に関する質疑を終結いたします。

なお、この後は昼食のため休憩し、午後 1 時から再開したいと思います。

（午前 1 1 時 5 2 分 休憩）

（午後 0 時 5 8 分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。次に、富樫秘書課長。

○秘書課長（富樫公誠） 議案第 5 2 号平成 2 5 年度大仙市一般会計予算に係る秘書課予算について、ご説明いたします。「主な事業の説明書」は該当ありませんので「当初予算概要」により説明いたします。

平成 25 年度当初予算概要の 3 ページ、秘書課の資料をご覧ください。

No. 1、2 款 1 項 15 目 10 事業「秘書管理費」です。平成 2 5 年度は、4, 2 5 1 千円の計上で、昨年（の 4, 048 千円）に比較して 2 0 3 千円の増となっております。増額となったのは、旅費の増によるもので、その理由は、韓国訪問旅費の計上によるものであります。韓国との交流は、バドミントンなどのスポーツ交流、韓国 LABO 青少年交流など、民間主導では継続して進められております。しかしながら、市の交流としては、昨年の大曲の全国花火競技大会の際に、その当時の両国の事情から、本市へ残念ながら訪問いただけなかった状況となっております。そのため、今後の交流について協議するため、韓国を訪問する必要も考えられますので、その際の旅費について計上したものであります。その他の旅費については、これまでどおり精査の上、それぞれの行事の開催地の違い等から増減があるものの、通常の方としては 9 7 千円の減額となっておりますが、韓国訪問予定の特別要素の増額 3 0 0 千円を含めると、結果として 2 0 3 千円の増となったものであります。内訳は備考欄記載のとおりであります。旅費が、2, 7 7 5 千円となっており、全体の 6 割以上 (65.3%) を占めております。需用費は、4 2 5 千円で (約 10.0%)、印刷製本費 1 2 0 千円、消耗品費等 3 0 千円、食糧費 2 7 5 千円であります。役務費は、8 4 千円で (約 2.0%)、各種新聞広告料等であります。使用料 (及び賃借料) は 9 5 2 千円で (22.4%)、花火の来客用積敷が主なもので 6 3 0 千円、昨年 (管財課) から移管となりましたタクシー借上料が 3 2 2 千円であります。負担金は、1 5 千円で (0.4%)、東北市長会等出席参加の際に求められる負担金であります。

No.2、2款1項15目11事業「市長交際費」については、昨年と同額の4,300千円の計上です。市長等が市を代表して外部との交際・交渉を行うための経費で、慶弔、弔慰、協賛として、毎月広報でもお知らせしながら支出しているものであります。

No.3、2款1項15目12事業「功労者終身祝金支給事業費」ですが、これは、旧太田町の暫定条例に基づき、旧太田町の功労者が80歳に達した年から年額5万円が支給される終身祝金です。対象者が4名から2名となり、10万円を計上しております。

No.4、2款1項15目50事業「秘書費負担金」については、昨年と同額の2,508千円の計上です。全国市長会分担金428千円、秋田県市長会負担金2,080千円とともに、昨年と同じ額となっております。

以上、秘書課関係当初予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 秘書管理費の中の、全国花火大会の来賓者に関わる経費の中で、来賓という基準は、どういう方を基準にしているのか、毎年。来賓の基準というか、どういった人を基準にして来賓として呼んでいるのですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、秘書課長。

○秘書課長（富樫公誠） 花火大会の際においでになる議員の方々ということでございます。来賓として候補になります方々につきましては、まずふるさと会として首都圏と交流しておりますけれども、ふるさと会の方々にご案内を差し上げまして、おいでになる方々になります。また、企業対策室等で例えば誘致企業関連の方々で何か動きがあった際にご招待して、それに応える形で来賓でおいでいただくとかというようなこともございます。また、教育委員会関係では学校の交流の際に、発生したときに花火にどうぞというようなご案内を差し上げているというような方々、或いは宮崎市、座間市、こういう都市交流している団体等にもご案内差し上げまして、おいでいただく際には来客として対応させていただいております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） ここで、反対する方もおるとは思いますけれども、実は、官官接待だと言われるかもしれないけれども、これから我々議会活動費も今回5千円追加してもらったわけだけれども、これから陳情要請活動するわけだけれども、そういったときに、例え

ば、政務官だとか、或いは局長クラスだとか、そういった方、例えば来たいと、大曲の花火は全国的にも有名だから、見たいとかというようなことになれば、そういうときは対象になりうるものですか。基本的には民間だけを対象にしているのですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、秘書課長。

○秘書課長（富樫公誠） 実際、今年の例でいきますと、担当の部長さん方にも紹介をいたしまして、今回、花火の際等においでになる方いらっしゃいますかというようなことは、確認させていただいております。花火大会の実情から、どなたでもおいでいただいて無尽蔵に場所を用意することもできない状況でありますので、極力少ない人数ということにはなるんですけれども、ご来場いただくというようなことがわかっている場合には栈敷席等を用意しておりますので、そちらにお入りいただくというようなことはさせていただいております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そうすれば、部長の範疇にも何人かの枠があるわけだ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○総務部長（元吉峯夫） 市全体で管理してまして、部長枠というようなことはありませんけれども、いずれ支所の方からこういう方をというお話もありますし、それから副市長を通じて国のこういう方をというようにお話も承っておりますので、そういうお話あった際には秘書課の方にご一報いただければと思います。

○委員（鎌田正） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、秘書課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐藤総務部次長兼財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 財政課所管の予算につきましてご説明申し上げます。ただいま見てもらっている資料の4ページをお願いいたします。歳入の一般財源について記載している資料でございます。最初の2款地方譲与税は、7億7,765万9千円の計上であります。内容としましては、地方揮発油譲与税、ガソリンの製造業者が出荷する際に課税されるものであります。これが2億3,325万3千円の計上でございます。自動車重量譲与税につきましては、自動車の車検の時にその重量に応じて課

税されるものでございます。今現在、エコカー減税ということで27年度までそういう措置がとられてございます。予算額は5億4,330万6千円となっているものでございます。

3款の利子割交付金につきましては、利子の配当を受ける際に課税となるものでございます。税率は5%でございます。657万8千円の予算計上であります。

4款配当割交付金は、株式の配当を受ける際に課税されるものでございます。税率は、25年12月まで3%、26年1月から5%となるものでございます。851万8千円の計上でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金についても、同様に、株式の譲渡の際に課税されるものでございます。116万5千円の計上でございます。

6款の地方消費税交付金につきましては、8億8,507万6千円の計上でございます。消費税5%の内、1%分が地方消費税ということで都道府県と市町村に配分されるものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金でございます。1,599万1千円の計上でございます。現在、大仙市内のゴルフ場は4カ所でございます。ゴルフ場の使用量、大曲市民ゴルフ場が400円でございますが、こういった使用量の歳入となります。

8款の自動車取得税交付金につきましては、1億4,679万1千円の計上でございます。自動車の取得の際に課税されるものでございます。税率は自家用自動車が5%、営業用及び軽自動車が3%でございます。これも自動車重量税と同様に、環境への負荷の少ない自動車につきましては減免措置を27年まで講じることになってございます。

9款の地方特例交付金は2,583万円の計上であります。個人住民税におきます住宅借入金等の税控除に伴う地方公共団体への減収を補填する目的で参入なるものであります。

10款の地方交付税は、合わせて197億2,595万8千円の計上をしております。この内普通交付税は、185億5,974万6千円の計上でございます。例年除雪経費につきましては、9月補正をしておりますので、これらの補正財源といたしまして、試算上でありますけれども、8億円を留保しているような試算をしております。特別交付税につきましては、11億6,621万2千円の計上でございます。特別交付税は、地方交付税全体の6%が特別交付税の割合となっております。

11 款の交通安全対策特別交付金につきましては、1,918 万 7 千円の計上でございます。

19 款の前年度繰越金は、3 億円の計上でございます。

市債の関係では、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の代替財源と認識しておりますけれども、19 億 3,768 万 8 千円の計上を行っているものであります。

歳入は以上であります。

歳出になります。次のページをお願いいたします。6 ページになりますけれども、財政課所管の歳出でございます。一番上の財政管理費につきましては、122 万 3 千円の計上でございます。交付税、譲与税等の国からの依存財源の調達に関わる経費であります。それから当初予算等の印刷経費が主な内容でございます。

一つ飛びますが、財政調整基金積立金 1 億円の計上でございます。この当初予算計上後の積立金の残高は、25 億円となるものでございます。

次の長期債元金償還金、49 億 8,307 万 4 千円、前年度に比較しまして、1 億 3,920 万 1 千円の減でございます。一般会計につきましては右の方にそれぞれ市債残高の推移を記載してございます。平成 17 年合併当初は、一般会計の残高が 539 億円ありました。25 年度では、今の予定では 498 億円となっております。その下の長期債利子につきましては、7 億 6,167 万 3 千円の計上でございます。前年度対比 5,846 万 2 千円の減となっております。

市債の方の借入先区分として、右側の方に参考資料として記載してございますけれども、財政融資資金というのが政府系の資金であります。全体の 43% を占めてございます。その次が市中銀行ということで、市内 4 つの金融機関から借り入れしているものであります。34% を占めてございます。公債事務費は 303 万 6 千円ということで、こちらの方は前年度より増えておりますけれども、仙北組合病院に対する地元自治体の補助金という形でありますけれども、これの財源として合併特例債の発行を予定しております。合併特例債の発行の内、5 億円につきましては第 2 回大仙夢未来債を発行したいということで計画しているものでございます。事業説明書の 1-14 ページをごらんいただきたいと思っております。公債事務費の中で第 2 回大仙夢未来債の発行について記載しております。街づくりに参画していただくことを目的に、市民の皆様から資金の提供をお願いして、理解と関心を深めていただくという案でございます。

それから、今現在、長期債の資金調達の手法が、政府系の資金から民間資金にシフトしておりまして、自治体で調達するような方に方向付けがなされておりますので、そういったことにもこの夢未来債の発行が該当するものというふうに考えてございます。第1回目は学校給食センターの建設資金ということで発行してございます。今回は第2回目でございます。事業の内容としましては、真ん中のところにあります、発行総額が5億円、発行日が25年11月頃、償還方法は5年満期一括償還を予定してございます。利率につきましては、5年ものの個人向け国債の利回りを上回る利率を予定してございます。購入金額は資料に記載している7種類でございます。購入限度額は一法人または一団体一人500万円ということで今考えてございます。大仙市内に住んでいる方または勤務している方、法人登録をしている法人または団体、それから首都圏ふるさと会員または大仙市出身の方で取扱金融機関の窓口に来店していただける方ということで考えてございます。取扱金融機関は、秋田銀行、北都銀行、雨後信用金庫の三つでございます。これらに関わります募集リーフレット、それから申し込み等の印刷費、取扱金融機関に対する手数料などを合わせまして303万6千円の計上をしているものでございます。

A3判の資料に戻っていただきまして、一番最後になりますが、予備費は前年度同額の5千万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。次のページは、2月14日、全協の時にご説明申し上げた資料でありますけれども、全会計の市債残高の推移でございます。緑色が普通建設事業等に関わる残高、赤い色が臨時財政対策債の残高でございます。合併時、平成16年度末では1,035億円という残高でございます。今現在は、25年度は1,021億円というのが今予定している残高となっております。25年度の全残高の内普通建設事業債は81.7%であります。834億円を見込んでおります。臨時財政対策債は18.3%で、187億円と見込んでいるものでございます。今年度以降も、公債費負担適正化計画をふまえながら、実質公債費比率につきましては平成26年度決算において18%を下回るように目標を立てて参りたいというふうに考えてございます。また、将来負担比率につきましても、当面の目標数値としては標準財政規模の1年半に当たる150%を下回るように財政運営を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、以上が財政課所管の予算でございます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、財政課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、久保江契約検査課長。

○契約検査課長（久保江信晴） 契約検査課の平成25年度当初予算につきまして、ご説明いたします。「当初予算概要」の6ページをご覧ください。

2款1項1目14事業「契約検査費」についてであります。予算額は4,637,000円であり、前年対比で415,000円の減となっております。

次に、契約検査課関係事務費の主な内容を、ご説明いたします。一つ目は、「入札契約及び検査に係る事務費」といたしましては、複写機の費用や、契約書に添付するところの契約事項の印刷代、工事検査用公用車のリース料などであります。二つ目は「秋田県公共事業執行管理システム負担金」は、秋田県と共同利用をしているところ「電子入札システム共同利用に係る経費」であり、3,497,000円を負担金に予算計上しております。電子入札の主なメリットとしては、競争性の確保と受注機会の拡大のほか、受注者側としては入札参加のための移動コストの縮減、発注者側としては事務の効率化が主なものであります。現在の共同利用加入市は、由利本荘市と男鹿市と当市の3市であります。三つ目は「大仙市優良建設工事表彰式関係事務費」は、市が発注した建設工事において、他の業者の模範となる良好な工事成績を収めた請負業者及び主任技術者等を表彰する制度で、表彰パネル贈呈に係る経費を需用費に予算計上しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐藤総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 去る1月18日に発送しました国民健康保険税口座振替納付確認通知書の起債額の誤りにつきましては、委員並びに委員会に大変ご迷惑をおかけしました。その後、課の方でも対応策を講じておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、税務課所管の平成25年度歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。資料No.4、平成25年度大仙市各会計予算書の18ページをお願いします。2歳入、市税となっております。始めに1款市税につきまして本年度で7,821,386千円前年度比較で72,550千円の増としております。

次に税目毎にご説明いたします。市民税の個人ですが本年度2,545,454千円としており、前年度比較48,399千円の減を見込んでおり、現年課税分では2,514,221千円、滞納繰越分31,233千円としております。減の主な要因としては、給与所得では人口の減並びに平成24年4月～26年3月までの国家公務員給与の臨時削減等で、1.5%の減を見込んでおります。また、県内経済も足踏みがみられることから、営業等の所得も減を見込んでおります。農業所得については、仮渡金や収量の増及び経費の減などから、増加を見込んでいるものの、所得全体での伸率では、平成24年度11月末時の比較で1.4%の減としております。

次に市民税の法人ですが、本年度556,758千円としており前年度比較で41,563千円の増を見込んでおり、現年課税分では554,766千円、滞納繰越分1,992千円としております。これは、法人税の引き下げ、あるいは先ほどご説明いたしましたが、県内経済も足踏みが見られること等から、当初予算比較では41,563千円の増としておりますが、平成24年度決算見込額との比較では8,536千円の減を見込んでおります。

次に、固定資産税につきましては、本年度3,798,643千円としており前年度比較で30,632千円の増を見込んでおり、現年課税分3,729,610千円、滞納繰越分69,033千円としております。土地については、地価公示価格等を参考に毎年修正しており、この地価公示価格などの下落により減になっておりますが、家屋については、評価替の年、平成27年度に見直すこととしておりますので、平成25年度課税分では新築家屋394棟及び大型規模の非木造の新築完成等により税額では増を見込んでおります。

次の国有資産等所在市交付金につきましては、本年度28,337千円で現年課税分と同額となっており、前年度比較で717千円の増としております。

軽自動車税につきましては、本年度208,391千円前年度比較2,626千円の増としており現年課税分では206,187千円、滞納繰越分2,204千円としております。これは、登録台数では減少しておりますが、税額の高い軽四輪の乗用車が増加したことによるものでございます。

市たばこ税につきましては本年度656,125千円で現年課税分と同額としており、前年度比較で44,422千円の増としております。増の要因としては、地方税法の改正により法人税が引き下げられることから、その財源措置として、平成25年4月からの売り渡し分のたばこ税から、県たばこ税が644円引き下げられ、市町村たばこ税がその分引き上げられることを見込んでおります。

入湯税については本年度27,678千円、前年度比較で989千円の増を見込んでおり現年課税分を25,521千円、滞納繰越分2,157千円としております。

次に税外収入についてご説明申し上げます。25ページをお願いします。13款使用料及び手数料の内上段の2項手数料1目総務手数料1節総務手数料36,946千円のうち督促手数料を2,768千円見込んでおります。

次に33ページをお願いいたします。上段になります。15款県支出金3項委託金1目総務費委託金2節徴税费委託金112,289千円を見込んでおります。

38ページをお願いします。下段になります。20款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金1節延滞金につきましては6,019千円、2目加算金1節加算金また3目過料1節過料につきましては、それぞれ1,000円と存置項目となっております。41ページをお願いします。上段になります。20款諸収入5項雑入1目滞納処分費滞納処分費110千円につきましては、インターネット公売手数料を見込んでおります。

次に2目弁償金1節弁償金につきましては、1,000円としており鑑札弁償金の存置項目としております。

次に、平成25年度当初予算概要総務民政常任委員会資料では、税務課の事業は6項目ございますが、そのうち不動産鑑定評価委託料及び納税貯蓄組合補助金についてご説明いたします。資料の平成25年度当初予算(案)主な事業の説明書ページ1-3をお願いします。

はじめに、不動産鑑定評価委託料 25 年度 31,050 千円としております。事業の目的としては、平成 27 年度の評価替えに向け、平成 26 年 1 月 1 日を価格調査基準日として、不動産鑑定士に鑑定評価の委託をし、市内 638 カ所を標準地とし不動産の価格の把握をするものです。他には、平成 25 年度における宅地等の地価下落地点の不動産鑑定評価及び路線価等システムのデータ更新業務委託料でございます。

次に、ページ 1-4 をお願いします。納税貯蓄組合補助金、9,414 千円としております。これは市内 698 納税貯蓄組合への事務費補助としております。この補助金は、4 分の 3 を一般会計で、残り 4 分の 1 を国保特別会計で負担するものです。また、この納税貯蓄組合補助金につきましては、個人情報保護の観点から組合員の情報を提供することができず、活動しにくい状況であったことから、各組合へアンケート調査の実施し、その結果をもって、納税貯蓄組合役員会で検討を重ねた結果、平成 25 年度を最後に廃止とし、平成 26 年度からは自治会育成支援補助金で納税推進活動を行ってもらうことで検討しております。右の資料をお願いします。この協議につきましては、臨時役員及び役員会を 5 回開催し協議いただいております。また、総会においてアンケート調査の実施についての説明をするとともに、結果についても 12 月 20 日各組合の代表者にお知らせしております。アンケート調査の結果からは、納税組合の廃止及び自治会へ引き継ぐとした組合が 52,20% と過半数を超え。また、組合を継続としているものの、自治会へ納税組合補助金を繰り入れしている組合が 22.18% としており、これらを合わせると 74.38% となります。このような結果を踏まえ、先ほどご説明しましたように、納税貯蓄組合臨時役員会などで協議していただいた結果、納税組合活動を自治会へ引き継ぐことが可能との判断をしております。

以上、税務課所管の歳入歳出予算概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、富岡委員。
- 委員（富岡喜芳） 口座振り替えしている納税者は全体の何割くらいになっていきますか。
- 委員長（渡邊秀俊） 税務課長。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 全体では 23% ほどでございます。その後また、何件か加入してございますので、これよりは上回っているのかなと思っております。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

- 委員（本間輝男） 不動産鑑定委託料3, 100万円出ているんだけど、鑑定評価27年ということだけでも、3年前から不動産鑑定やるんだけど、3年前からやらなければならないという規則はあるのか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 3年ごとに見直すということでは決まっております。
- 委員（本間輝男） それは決まっているべでも、順序としては3年かかって、毎年3年交替でぐるぐる回していくという形ですか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 3年に1回評価します、あと、土地については、いわゆる評価替えの2年目3年目にも評価替えをしなければいけないということになってございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 県とか国が、路線価の公表するんだけど、それとの整合性はどうですか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） それを参考にして鑑定評価していただいております。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） だとすれば、3, 100万円というこの評価に関しては、どういう積算で出てきたのですか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 先ほどご説明申し上げましたように、市内638地点、これらの標準地を評価していただくための主な経費でございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） そうすれば1カ所あたり3万円なら3万円、5万円なら5万円という評価、不動産を、一律大体平均それくらいの単価で評価してもらおうという感じですか。
- 委員長（渡邊秀俊） 税務課長。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） そうです。
- 委員（本間輝男） わかった。もう一つ、納税組合の補助金が廃止されるということは、私前から言ってきたことなので、大変喜ばしいことだと思います。最後になりますけれども、連合会に対する助成40万というのは、40万の最たるものというのは役員会の保障とかですか。

- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） これにつきましては、全体についての役員会或いはそれに付随したいろんな総会等の経費になってございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） ということは、役員報酬とか費用弁償とか、そういうものは含まれていなくて、補助金だからあくまでも連合会に補助として出してやると、（「そうです」の声あり）それで、補助金の使い道について精査していますか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 今資料はありませんけれども、合併後、大仙市のこの連合会の補助金についても当初から見れば半分ほどに減少してございます。
- 委員長（渡邊秀俊） そういうことでなくて、はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） その通帳は内部で持っているということはねしな。税の補助金だから、あんた方で通帳管理してるということはねな。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 通帳はうちの方で管理しています。
- 委員長（渡邊秀俊） 納税貯蓄組合大仙市連合会の通帳をここで持っている、
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 連合会の補助金については持っています。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 俺言わんとすることは、補助金として40万入れることだ、年々少なくなっていく、それはいいんです。ただ、40万円の使い道については連合会に任せられていることだけれども、実質管理はあんた方で管理していることだ、（「はい」の声あり）それでだった。だから、常にそこ、年度超えるときは0になっていますか。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 0になっておりません。
- 委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩いたします。

（午後1時40分 休憩）

（午後1時44分 再開）

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。佐藤次長。
- 総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 今ご質問いただいた、通帳はうちの方で管理しておりますけれども、いわゆる経費或いは25年度中の補助金については、役員の方々とご相談しながら25年度中に精算するべく協議して参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員（本間輝男） 了解です。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、税務課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算について、ご説明いたします。資料の８ページをお開き願います。はじめに、「共通物品購入費」でございます。予算額は９，６８７千円、前年度に比べ９７千円の減となっております。内容については、各庁舎において共同で使用する封筒の印刷代や事務用品の購入費となっております。

次に、「庁舎管理費」でございます。予算額は１９９，１１５千円、前年度に比べ１０，５８１千円の増となっております。増となった主な理由は、２５年度における工事費が増となったためであります。工事費の主なものは、備考欄に記載しておりますが、大曲庁舎では、駐車場舗装工事、これは、駐車場全体の半分を予定しており、残り半分については、翌年の２６年度予算で対応して参りたいと考えております。そのほか、ブラインド・カーテン取替工事、重油地下貯蔵タンク高精度液面計設置工事や協和庁舎の屋根の改修工事を予定しております。また、歳入については、その他財源が８，９０１千円となっておりますが、主なものは、他の団体の庁舎の使用料などであります。

次の、庁舎改修事業費については、のちほど、事業説明書により、ご説明いたします。

次に、「財産管理費」でございます。予算額は５６，６７７千円、前年度に比べ３２，８４３千円の減となっております。減となった主な理由は、昨年度は、シルバー人材センターの解体工事や旧労働福祉会館の改修工事など１千万円単位の工事があったことによるものであります。また、２５年度の工事費については、協和地域 旧船岡小学校の高圧ケーブル取替工事や太田地域、保健センターの電気使用量計測メーター設置工事などを予定しております。また、歳入については、県支出金として１１千円がありますが、これは、財産区関係の県からの移譲事務の交付金であります。その他財源５６，６６６千円の主なものは、土地貸付収入が９，８２６千円、土地売払収入が３９，１０４千円であります。

次に、公有林整備事業費（補助分）であります。予算額は３，０８６千円、前年度に比べ１，３９３千円の減となっております。内容については、中仙地域の間伐搬出作業等の委託料、太田地域の間伐切捨作業委託料となっております。また、歳入のその他財

源 1, 563 千円については、市有林保育事業補助金となっております。

次に、公有林整備事業費（単独分）であります。予算額は 322 千円、前年度に比べ 229 千円の減となっております。内容については、監視人謝礼や草刈賃金、それに防火帯の下刈事業委託であります。

次に、車両運行経費であります。予算額は 68,270 千円、前年度に比べ 2,872 千円の増となっております。増となった主な理由は、今年度から車両運行経費の中でタイヤを一括で購入することとしたためであります。主な支出は、車両購入費 9 台分として、12,402 千円、タイヤ購入費 66 台分として、5,000 千円となっております。

次に、資料 NO2 の「主な事業の説明書」をご覧ください。ページについては、1-2 でございます。事業名は、庁舎改修事業費であります。25 年度予算額は、128,229 千円であり、前年度に比べ 212,822 千円の減となっております。減となった主な理由は、大曲庁舎の耐震補強工事関係で、24 年度当初予算時点では、単年度予算として計上していたためであります。これについては、その後、6 月補正におきまして、24 年度と 25 年度の継続費としております。事業の目標としては、災害時に重要拠点施設として位置づけられている市庁舎を、国で定める耐震基準値の 1.25 倍の I_s 値 0.75 を目標値として設定し、耐震補強工事を実施するものであります。3 の事業の概要でございますが、大曲庁舎及び互助会館については、耐震補強及び改修工事費並びに設計監理、工事監理の業務委託料が 119,488 千円であります。大曲庁舎の車庫棟については、耐震補強工事費と設計監理、工事監理の業務委託料が 2,041 千円、仙北庁舎の耐震補強工事の実設計業務委託料が、2,148 千円となっております。また、仙北就業改善センターについては、解体工事の実設計の業務委託料 1,383 千円を計上しております。実は、24 年度において、仙北就業改善センターの耐震診断を実施したわけですが、その結果、耐震性能を示す I_s 値がたて方向 0.209、よこ方向 0.182 と判定基準の 0.6 を大きく下回り、倒壊等の危険性が非常に高いと判明したところであります。その後、補強方法をいろいろと検討したわけですが、なかなか適切な方法がないため、解体することにしたところであります。なお、解体後につきましては、避難所を兼ね備えた庁舎の補完施設として、建築する方向で、現在、検討中でございます。なお、財源内訳につきましては、国庫支出金 14,184 千円、市債が 104,300 千円、一般財源 9,745 千円となっております。

以上、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 庁舎管理費について、議会事務局からも要望あったと思うけれども、マイクがかなり老朽化して、特に市長の答弁が聞こえないと、ここ2日間の一般質問の中で傍聴者が相当数来たわけだけれども、皆さんが市長の声が聞こえないと強いクレーム来たわけで、これ当初予算では持っていないから仕方ないと思うけれども、補正とか組んで前向きに検討してもらえればありがたいなと思っております。特に市長のマイクは高感度のマイク使ってもらわなければ、市長の声あまり低くて皆さん全然、議員たちも聞こえないと、傍聴者はもちろんですけども、そういう声がたくさん強いので、そこから付近何とかご配慮をお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 管財課長。

○管財課長（舛屋博之） 現状を私ども実際に行きました現状をもう一度確認の上、専門の業者等に依頼しまして、確認作業をやって、必要であれば交換するということのでしていきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 鎌田委員。

○委員（鎌田正） ここにいて現状確認しなければできないくらい重要な、誰いる、部長たちから聞いたらすぐわかるわかる話だ、現状確認、何だその言葉、答弁、ねしべそれだ。こういった答弁はねしべ、もっと前向きに検討するとか、何かなければ、現状の確認しなくても皆さんわかっているのだ、そういった答弁ねしよ、これは。そういった馬鹿くさい、人を馬鹿にしたような話はない。だめだ、もう一回答弁。

○管財課長（舛屋博之） 失礼しました。

○委員長（渡邊秀俊） 総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 前に市長の声がどうもマイクに入らないということで、実は専門の業者から来てもらってマイクロホンの一連のテストは管財課の方で一度しています。マイクロホンそのものについては、あそこのマイクが特別悪いとか他のマイクが悪いとか、そういうことではどうもないという結果だったんです。正直申し上げましてですね。ただ、この前、何度か傍聴者の方からも聞こえないというお話がありましたので、ちょ

っとそのへんの対応、どうするのかというのをちょっと早急に、私の方でもう一度、対応できるようにしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） まあ、そういうことになるんだけど、冗談別にして、議会事務局でも或いは傍聴者がせっかく来てくれて、何にも聞こえない、議員の人たちも聞こえないという人結構多いんですよ、実は。市長に声大きく出せと云って、これまさか首に縄つけて引っ張ってくるようなものでもないから、それは市長に対応してもらうことは当然だけでも、マイクも相当老朽化、或いはアンプも老朽化しているということだから、前向きに、現場は見なくてもいいから前向きに検討してもらいたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） わかりました、対応させていただきたいと思います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、管財課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 議案第52号 平成25年度大仙市一般会計予算のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。当初予算概要と、併せて「主な事業説明書」によりまして説明いたします。全部で27事業ございますので「主な事業説明書」を説明させていただきます。事業説明書の1-9ページをご覧ください。

9款1項3目11事業「消防施設・設備整備費」であります。消防施設、資機材の新設・更新等の経費についてであります。前年度予算額999万7千円に対しまして3千684万2千円増の4千683万9千円を計上しております。この事業の主なるものであります。防火水槽の新設や、老朽化した格納庫等の消防施設の改築や、小型動力ポンプ等の資機材の更新経費であります。2.事業の目標の参考にお示したように、現在市では小型ポンプ190台、積載車66台、防火水槽1,140箇所、消火栓1,072箇所ございます。3.事業の概要に記載したように、新年度におきまして消防施設改修といたしまして・西仙北地域刈和野地区の鐘楼解体及びサイレン塔の設置工事・協和地域中小種地区の消火栓新設工事、同じく船岡野田地区の消防格納庫新設工事・南外地域荒沢地区の消防格納庫新設工事・仙北地域払田地区、高梨地区のホース乾燥塔新設工事であります。計651万5千円の工事経費であります。

次に消防資機材の更新経費であります。・神岡地域に1台と太田地域に2台配備する小型動力ポンプ付積載車の更新費用・南外地域の小型動力ポンプの更新費用・西仙北地域の積載車の更新費用であります。計2千243万円でありまして、消防施設設備費事業債を活用する予定であります。

次に防火水槽の新設工事費であります。・神岡地域の本郷地区・中仙地域の上鶯野石持地区・南外地域の荒又地区であります。計1千789万4千円であります。消防防災施設整備費補助金（補助率50%）の国庫を活用して導入予定であります。次に1-10ページをご覧ください。9款1項4目11事業「水害対策費」であります。水害対策の充実についてであります。前年度予算額876万9千円に対しまして1千743万3千円増の2千620万2千円を計上しております。平成23年6月23日から24日にかけての集中豪雨を受け、市では国、県と市街地の洪水対策に係る協議を重ね河川流域の内水排水処理対策として水防施設の設置や改修及び修繕等を実施して水害対策を実施してきたところであります。参考までにお手元に配付いたしました丸子川流域 水害対策の図面をご覧ください。凡例に記載いたしましたように平成23年度実施が青色で記載した箇所であります。大曲丸の内町・北都銀行大曲支店裏に口径16インチ（400^ミ口径）の常設ポンプを新設いたしました。このポンプは毎分20^トの排水能力を持つポンプで、井戸堰から丸子川にかけての排水を補助するものであります。また、年度末に完成した大曲丸子町・大曲自動車学校裏にあった口径8インチ（200^ミ口径）の常設ポンプを口径14インチ（350^ミ口径）1基の常設ポンプに更新いたしました。施行前は毎分4^ト×2基の排水能力のポンプから毎分19^トの排水能力を持つポンプに機能アップしております。さらに可搬式の8インチポンプ2基を購入し除雪ステーションに補完手段としていつでも設置できるよう備え付けております。

次に赤色で記載した箇所であります。平成23年3月に大花町の大花団地（昭代橋上流）に設置した常設ポンプであります。今年、常設の放水管を堤防に設置する工事をいたしました。これまでサニーホースをセットして排水作業をしておりましたが、丸子町と同様に一定水位に達すると常設ポンプが作動して常設管から自動的に排水する仕掛けになります。

次に紫色で記載した箇所ではありますが、平成25年度事業として掲げる常設ポンプの設置と改修、また可搬式ポンプの配備事業であります。先ほどの大花町の常設ポンプであります。更に同規模の排水ポンプを追加して常設管につなぎ毎分8^トの排水が可能

となります。加えて若竹町・大曲中学校裏であります。現在8インチ1基が常設されておりますが、ここも丸子町と同じ規模の14インチの常設ポンプに更新しようとするものであります。この位置は丸子川河川であります。国直轄管理の河川でありまして、すでに国土交通省湯沢河川道路事務所と設置協議を重ね、実施設計書の作成を行っております。後ほど詳しく説明いたしますが2千104万8千円という工事費が積算されております。

また緑色で示した箇所であります。平成26年度を目標とするポンプの更新計画で、花館柳町の旧平安閣・ノートルダム大曲裏であります。ここも雄物川流域でありますので国直轄の河川であります。同じように国土交通省湯沢河川道路事務所と設置協議する必要性のある場所であります。ここも、丸子町と同じ規模14インチの常設ポンプに更新するものであります。また、福田町の福田団地（川福橋上流）のポンプであります。ここは窪関川という県管理の河川区域であります。大花町と同じ規模の常設ポンプに更新するものであります。

さらに県においても、平成24年9月に毎分30トンの排水能力を持つ排水ポンプ車を仙北地域振興局に配備し、大仙市を優先的に内水排除するため稼働していただくことになっております。また県管理の福部内川河川改修事業も平成24年度に策定し、これから本格的に堤防の嵩上げ工事に着手していただくことになっております。

それでは、再び事業説明書の1-10ページをご覧ください。事業の概要であります。常設排水ポンプの設置及び改修に係る工事経費であります。2千354万8千円を計上いたしました。また常設ポンプを補完するために準備する可搬式排水用エンジンポンプの購入経費であります。4台分66万8千円を計上しております。これに平成26年度施工に向けた設計業務委託費50万円を計上いたしました。財源内訳は全て一般財源であります。

次に1-11ページをご覧ください。9款1項5目19事業「住宅用火災警報器設置助成事業費」であります。住宅用火災警報器設置の設置補助についてであります。予算額1千29万9千円を新規に計上しております。事業の目的であります。大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例によりまして、平成23年6月1日から一般家庭の既存家屋に対しましても住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。しかし、事業の目標にありますように平成24年11月に消防本部が戸別訪問により設置状況を調査した結果66.7%の設置率で県内でも非常に低い状況でありました。そこで2年間で90%

の設置率を目指し、まだ設置していない世帯に補助金等の助成制度を活用して設置していただき、未設置世帯の解消に努めるものです。具体的に、まずは警報器が設置されていない一戸建て住宅世帯の5割に当たる3,150世帯を目標とします。平成23年にも行いましたが、身体障害者や養育手帳、児童扶養手当受給者等や高齢者世帯等の比較的弱者とされる世帯については、市が無料で設置いたします。概ね1,100世帯を見込み462万円の委託料を計上いたしました。

次に5千円を限度額として導入費の半額の補助金を活用して設置する方法であります。共同購入すると平均3千円の単価の警報器が約2千円で購入できるそうです。1世帯当たり2個設置したものとして2千円を1,150世帯と算定いたしました。また3個・2個・1個の購入パターンをそれぞれに300世帯設置する計画で積算して補助金の合計額を537万5千円といたしました。市民に周知させるための印刷経費30万4千円を合わせ1千29万9千円の事業であります。この事業は、広域消防本部や市内の自主防災組織或いは自治会組織と連携して進める事業と考えております。地域の組織を活用して未設置世帯の抽出さらには共同購入をすることによる割安な購入費の活用と全市を挙げての取り組みとしたいと考えております。財源は、全て一般財源であります。

次に1-12ページをご覧ください。9款1項5目40事業「住災害に強いまちづくり事業費」であります。自主防災組織の育成と活動強化に係る経費についてであります。前年度予算額907万6千円に対しまして15万3千円増の922万9千円を計上しております。事業の目的であります。災害に強いまちづくりを推進するために自主防災組織の活動強化に係る活動資機材の配備や購入助成を実施すると共に地域における防災リーダーである防災士を育成し、市民の防災に対する意識の高揚を図るものであります。事業の概要であります。昨年とほぼ同じ内容で地域防災力の強化のため・自主防災組織への活動経費の補助金400万円・自主防災組織へのスターターキット82万6千円・防災士研修講座開催委託経費295万円避難所機能の強化として・主要避難所への自家発電機設置経費126万円・指定避難所への特設公衆電話設置経費14万4千円であります。財源の内訳であります。市債が680万円で過疎債のソフト事業の自主防災対策債を充てております。またその他として防災士資格試験受講者から試験の負担金15万円を計上し一般財源は227万9千円あります。

○委員長（渡邊秀俊） 説明の途中ですけれども、まだちょっと説明長くなりそうなので暫時休憩いたします。再開を2時30分にしたいと思います。

(午後 2 時 1 8 分 休憩)

(午後 2 時 3 0 分 再開)

○委員長 (渡邊秀俊) それでは、会議を再開いたします。引き続き説明をお願いいたします。進藤総合防災課長。

○総合防災課長 (進藤久) 先ほど説明した箇所に誤りがございましたので、説明を再開する前の訂正させていただきます。主な事業の説明書の 1-10 でございます。冒頭、私これを読み上げまして 25 年度の予算 2,620 万 2 千円とご説明いたしましたが、他の予算書 110 ページ、それから概要とも、3,092 万 7 千円になってございます。これが正しい数値でございます。したがって、25 年度予算額が 3,092 万 7 千円、増減額が 1,743 万 3 千円と記載してございますが、これを改めまして 2,215 万 8 千円の増でございます。訂正させていただきます。お詫び申し上げます。

それでは、最後の 1-13 ページをご覧ください。9 款 1 項 5 目 70 事業「空き家等対策費」であります。空き家等対策の充実について出ありますが、前年度予算額 280 万 2 千円に対しまして 570 万円増の 850 万 2 千円を計上しております。この経費は、平成 23 年度に制定した「空き家等の適正管理に関する条例」に基づく空き家等の解体助成費を計上したものであります。空き家解体の補助金であります。限度額が 50 万円とし、解体費の 2 分の 1 を助成するものであります。平成 24 年度の補助金であります。19 件の申請で 755 万 4 千 500 円の予定であります。25 年度におきましても 1 件当たりの補助金を 40 万円とし 20 件の補助を見込みました。その他は空き家等防災管理システムの管理費用等の 50 万 2 千円でございます。財源の内訳であります。国県支出金として国の社会資本整備総合交付金が 297 万 2 千円あります。また市債が 500 万円、過疎債のソフト事業の空き家等対策事業債を充てております。一般財源は 53 万円あります。以上、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長 (渡邊秀俊) ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、本間委員。

○委員 (本間輝男) まず第 1 点、私の申し上げる事業名が間違っているかもしれませんので、まずお断りしますが、大仙市消防団協力事業所事業という従来からある会社が消防団の協力事業所としてやっている経緯があります。それが、大仙市内でだいぶ増えて

いるというような感触で市長報告にもあったときがありましたが、この協力事業所が増えているのかが第1点。

それから、その中には団員を3人なら3人確保するというようなものがあると思うけれども、これによって団員の確保が有効に確保されているのかが第2点。

第3点として、事業者の中には、登録業者の中には特に恩恵はないと、別にこれ欲しいとかという意味ではないけれども、市役所がかけ声をかけて、笛と太鼓で登録したことはいいんだけど、なんだか雲つかむような組織で、果たしてこれが将来とも、10年、20年、消防団員の協力会社としてやっていく要素がないのではないかというようなことが、言われているのが、私の地域の中にもあります。今言ったようなことが、総合防災課に声として届いているのかが第3点。

4点目は、こういう協力事業所関係のことについて、認知はされてきたと思うけれども、これからどうすべきなのか、そういう将来展望に関して検証と検討が必要な時期でないのかなということを私は思うけれども、そういうことについてどのような見解を持っているのか、4点お聞きします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） ただいまの消防団協力事業所につきましてでございますが、平成20年4月にこの制度が発足していると伺っております。当時、34事業所でスタートいたしました。平成25年3月現在で事業所は32事業所でございます。従いまして、当初と単純に比較いたしまして2事業所の減というふうな実態でございます。途中で結構増えたというようなことも伺っておりますし、また、消防団員が退職されたことによって自然に、事業所に該当する3名以上の人員がいままに事業所に該当しなくなったというようなことも伺っております。

次に団員の確保について、有効であるかというご質問でございますが、消防団にとりましては現在非常に、自営業の方々も新たに加入される方々が非常に少なくなっているところでございまして、この協力制度自体は非常に有効であるという考え方でこれまで推し進めて参りました。特に、勤務形態が多様化してございまして、サラリーマンをしながらの団員が結構多いように伺っております。ですので、勤務されている事業所からの理解を示していただいて、そして消防団活動に出動していただけるということは非常に有効でないかと現在も考えているところでございます。

さらに、事業所にとって恩恵が少ないというようなお声が届いているかというご質問でございますが、当課において直接そういう声は届いてございません。噂にとか影ながらにということは団員の中でもあるかとは思いますが、直接私の方に届いているという声はございません。大仙市の総合評価落札方式に規定する工事にごさいまして、ポイント制を加えるという利点がございまして、これは契約検査課の範疇になろうかと思いたすけれども、現にランク付けされた事業所にとってはプラスになっているのではなからうかと推察しているところでございます。

最後の、今一度検証・検討が必要でないかというご質問でございますが、団員数の確保につきましては、当課といたしましても喫緊の課題でございます。定数よりかなりの数が減っている状況でございますが、どうかこうにか横ばい状態で1,350名程度の団員を確保している状況でございますし、女性消防団も現在40名を確保いたしまして、男性団員とともにがんばっていただいているところでございます。この後も、団員確保のために一生懸命邁進していく予定でございますが、この制度を活用しながら、事業所の理解を得ながら消防団活動に努めたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） わかった。ただ、ふたつ減ったということは、消防団員が退職したから云々ということ言ったけれども、はっきり言ってさしてプラス要素が少ないのでそのままだと、はっきり言って、このぐらいのプリント1枚もらったくらいで、立てておくけれども、なんだかあれだなという人が事実います。先ほど言われましたけれども、土木関係であれば地域貢献要素ということでポイント上がるかもしれないけれども、普通であれば何にもないのだ、そこを言うことだと思うので、どこの業者とは申しませんけれども、誰とも言いませんけれども、やはり市民の立場として大仙市に協力するということに対してはやぶさかでないと皆さん申しますから、ただどういう形で地域評価の中でこういう協力事業所が目立つか目立たないか別にして、形の上で何か必要なような気がしてならない、私は。課長でも部長でもいいです。何も考えなくていいですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） ご承知のように、この消防団協力事業所制度というのは、元々国でやっている制度なんです。それを大仙市版ということで消防団員3名いる事業所については協力事業所に認定して、一定のインセンティブとして今申し上げましたように

評価落札方式の時に地域貢献ということで2ポイント増やします、というような形でスタートさせました。何年かなったわけでありませけれども、実は、これ当初から進めていく考え方の下地にあったのは、団員がサラリーマン化しているということで、人員の方が少ないものですから、団員の確保というのは非常に難しくなっております。その対策の一環ではあったんですけれども、考え方としてはこれまでどおりに地域の団員の確保もしていきます、それから今やっております女性消防団の確保ということでやっております。それからもう一つ、よく都市部の消防団にある、いわゆる機能別消防団というような考え方がございます。それは、いわゆるこの地域のように師団でその地域に住む人々で消防団を構成するのではなくて、一つの会社が消防団というような位置づけで何かの場合、いわゆるボランティアとして活動していただくというような考え方も都市部では取り組みが行われております。実は、消防団協力事業所をスタートさせた背景には、将来的には機能別消防団という、ほんとに地域に住む方々だけではなくて、地域で仕事をしている方々も一緒になって地域防災に取り組んでいただきたいというような思いも当初ございました。ちょっとそのへんの取り組みのところ、消防団員がいれば事業所を認定して、残念ながらそこで終わってしまっているというような形になっていきますので、ちょっと原点に立ち返りまして、本当に市のためにがんばりたいという事業所の方々大勢いらっしゃると思いますので、そういう方々からほんとに協力していただくと、実のあるような事業所制度というようなことをこの後事業所の方々とも常備消防の方とも相談して、いろいろ取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 部長言われたこと、正にそのとおりです。事業所の方々、はっきり言って消防云々、協力はするけれども、今震災で、やっぱり避難されるときとか、会社が非常に重要であったと、我々はそういうことも含めて地域を巻き込んだ防災計画を、私らがやっていきたいというようなことも言っているわけです。どうか一つ、部長、そこ発展的に、直すものは直して、事業所がもう少し前に立てるようなものとして、ひとつ考えてみてください。

もう一つ、25年度のゼロ予算事業、5ページ、豪雪時職員除排雪応援事業についてお聞きします。支所長がいるんだからあえてお聞きしますが、支所が大仙雪まる隊に登録すると、そして活動要請があった場合は高齢者や恵まれない方々の除排雪を行うとい

うことなんだけれども、このゼロ予算ベースの時に、一つ問題になるのは、基本的にいえば雪まる隊に頼むとお金がかかると、市役所に頼めばただだというようなすみ分けは難しいんじゃないかなというのが私の考え方であったので、このゼロ予算というのは、最終的にはこれ支所に除排雪の予算貼り付けるつもりなのかどうか聞きます。

○委員長（渡邊秀俊） 総合防災課長。

○総合防災課長（進藤久） 除排雪の部分でございますが、今年のように、3年連続非常に雪が多かったわけでございますが、市の職員が、特に大曲の駅前から大曲警察署前の主要通り、これらの交差点等に雪が積もって、そういった部分が市民の通学路とか車の交差路になっておりますので、なかなか見づらい現状になっておりまして、除排雪作業だけで、重機だけでできない部分を手作業で排雪するというような、職員がボランティアでやるというような事業でございました。今年3回ほど職員が出まして市内全域の通学路を確保したと、また、支所におきましても、それぞれの工夫をもちまして、そういった箇所の除排雪をしたと報告を受けております。ゼロ予算事業と申しますのは、必ずしも時間外経費をかけるとか、油代をかけるとかということなく、職員の手で奉仕の心を持ってやるという考え方でございました。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私聞き方悪かったかもしれない、この事業を見れば、団体登録をし、活動要請があった場合には市民など他の業者と一緒にとなっているんですよ、この文面を見れば。そうすれば、さっきも言ったとおり、雪まる隊に頼めばお金かかるし、市役所に直接電話して頼むと言えばゼロ予算云々という解釈でいいのかという意味だ。

○総合防災課長（進藤久） 雪まる隊もボランティアでございますので費用はかかっておりませんが、いずれにいたしましても市民共々に、例えば秋田銀行なんかもボランティアで5名ほど排雪作業をした際に出動していただきました。今回は大々的に一斉除雪デイということを決めて、市民と一緒にやるということはなかなかできませんでした。それだけ自分の家の周辺の雪が多く、そういった部分に出づらい部分があった訳でございます、比較的がんばれる労力が職員でございましたので職員に動員かけてやったという背景でございます。

○委員（本間輝男） 総務部長とか何かに答弁、まとめてもらえませんか。ちょっと休憩。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

（午後2時52分 休憩）

(午後 2 時 5 6 分 再開)

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。他にございませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 自主防災組織の育成と活動の内容についてですけれども、かなり行政サイドで自主防災組織を作れという号令と、その他いろいろな設備、被服だとか、そういったものが支給される、そういった体制は、一生懸命準備しているんですけれども、現実的になかなか、数多い集落単位ですか、そういったところで自主防災組織がなかなか作れないと、進んでいないということが現実だと思うんですけれども、また、作っているところで、ほんとに機能している自主防災組織がどれだけあるのかというふうなことでも、若干心配なところがあるわけですが、こうした防災見回り隊、見回って危険な箇所をいろいろ地域できっちり共有しあって、そして日頃訓練だとか、また、そうした呼びかけ、こういったことをやっていく自主防災組織というふうなものが、実際に、ほんとに、いろいろコミュニティが崩れて来ている集落の中で、これをきちんと作っていくというふうなことは非常に難しいことだと思うんですが、そのへん、この 20 組織を作っていくというふうなことを掲げているわけですが、具体的に、ほんとに機能する防災組織にさせ得るその手法といいますか、そのへんの思いというか計画というか、お聞かせいただければと思うんですが、実際に現実に作られている自主防災組織の機能性というものはどの程度なのか教えていただきたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、総合防災課長。
- 総合防災課長（進藤久） 自主防災組織の立ち上げ、或いは実質的に機能しているような事例というようなご質問でございました。平成 24 年度に予算の中にも同様に自主防災組織の活動費の助成制度を新たに作りまして、補助金等を加えながら推し進めさせていただきました。事例といたしましては、合併以前から組織ができあがっているところは仙北地域・神岡地域或いは南外地域と、ほぼ 100% の設置率で、模範的に活動されているような地域がございました。また、旧大曲のように、災害があまりなかったものかわかりませんが、ほとんど組織化されていないところもございました。そうした中で、防災管理監はじめ、様々防災教育を繰り返しながら組織の必要性を説いてきたところでもございました。特に 24 年度に内小友地域あるいは大川西根地域で、全世帯を加入して組織を立ち上げた事例がございました。この中には、ばらまきではございませんが、ヘルメットを配るということで、ヘルメットは災害時に非常に有効な道具であるといわれて

おります。特に今年の冬のように雪下ろしの際に必ずヘルメットをかぶって雪下ろしをして、落ちないように注意してくださいというような言葉には、非常に有効でございました。140組織ほどございましたが、1組織10個ずつ秋までに配り上げまして、県の補助金を活用してお配りいたしました。そういった意味で夏場のヘルメット、或いは冬場のヘルメットをかぶって、そして組織を立ち上げ、災害に強い街づくりを目指していただきたいというふうな啓蒙をした経緯がございます。あと、予算、経費の中でご説明いたしましたが、この後、火災予防という観点から、住宅火災警報機の設置の促進という目標がございます。これらも同じように、火災のない街づくりという観点から組織を活用していくような動きを一緒になって、町内会或いは組織の立ち上げを活用しながら、火災のない、災害の少ない街づくりというようなことで、抱き合わせをしながら推し進めるようなことを検討してございます。いずれにいたしましても、組織のないところの町中の大きな町内会にいろいろな問題点がございます。こういったところは水害等で被害のあった実績もございましたので、そういった問題点を今一度整理しながら今後町中にも組織化を図るように努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 自主防で我々一番基本的に取り組んできたのは、まず皆さんに自主防災組織を作っていただくその気持ちをどういうふうに盛り上げていくかということでした。総合防災課で一番やったのは、出前講座です、それぞれの地域に出向いて、防災講話をしたり、いろいろお話をさせていただきました。なかなかその出前の要望のないところには押し売り講座みたいに出かけていたりもしました。それから地区の公民館から動いていただいて、主だった方々を集めていただいて実際に防災の講話をして、そして防災の組織を作ったときの防災上の規約、組織の規約の例示なんかもしまして、先ほど総合防災課長言いましたように、実際物をお配りしたときに、それを使って、実際に消防の方からも来ていただいて防災訓練をしたりというようなこともさせていただいて、ある程度、内小友、西根、いま四ツ屋もそういう動きがあります。今度はこの大曲の市役所周辺のところを今、具体的に言うと市長さんの家の周辺なんですけれど、その辺の自主防災組織がなかなかできていないということで、ある程度絞り込みをして、そこに何度も何度も職員が行って、そして作ってもらって、そして実際に活動してもらおうというふうなことを今盛んに進めております。あと、先ほど地域の方で100%の組織率だとは言っても、実は活動に実態がなかったりというところもありますので、そう

いうところについてもそれぞれ支所の方からテコ入れをしてもらって、例えば地域ごとに総合防災訓練が毎年地区持ち回りで行われておりますので、そういう機会を通じて防災意識を高める、防災活動を高めるといような取り組みを粘り強くやっていかなければいけない、一長一短にすぐできるようなものではないと思っていますので、長い期間かけて、急がなければいけませんけれども、着実に進めなければいけないような取り組みだなと思っています。

○委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、総合防災課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですけれども、15分まで暫時休憩いたします。

（午後3時6分 休憩）

（午後3時19分 休憩）

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。次に、柴田会計管理者。

○会計管理者（柴田敬史） 会計課所管の当初予算についてご説明いたします。全て経常経費ですので、A3判の当初予算概要の14ページお願いいたします。項番の1、会計管理費、136万1千円です。決算書の印刷や小切手帳の印刷といった経常的な出納事務経費です。

次が一時借入金当利子600万、午前中に24年度予算の減額補正をお願いしたところですが、25年度当初においても対前年度400万の減としております。資金が不足したときに金融機関から借りるよりも先に、自前の資金ということで、基金のお金を流用するわけですけれども、財調、地域振興、そういった大型の基金が積み上がってきたことから、できるだけ金融機関には出さないという方針でおりますので、そういうことで予算的にも減額となっております。以上、下の方に各特別会計に措置されている一時借入金も出ておりますが、こちらの方でもできるだけ無駄になる予算がないように全て減額の形で予算を組んであります。以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、会計課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 選挙管理委員会所管分の平成25年度当初予算についてご説明いたします。任期満了に伴い、平成25年度中に参議院議員通常選挙・秋田県知事選挙・大仙市長選挙・大仙市議会議員一般選挙並びに土地改良区3団体の総代総選挙が執行される予定です。主なる選挙について、ご説明いたしますので、「主な事業の説明書」をご覧ください。

1-5をご覧ください。平成25年7月28日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙執行経費でございます。予算の総額は50,852千円で、歳入歳出同額となっております。公示期間は、17日間で、期日前投票は市内8箇所の期日前投票所で16日間、午前8時30分から午後8時まで行い、当日投票は市内67箇所の投票所で、午前7時から午後7時まで行い、午後8時30分から大曲体育館での開票を予定しております。この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、15款3項1目の参議院議員通常選挙費委託金が充当されております。なお、期日前投票、当日投票の投票時間及び開票開始時刻並びに使用する施設は、秋田県知事選挙、大仙市長選挙及び大仙市議会議員一般選挙において、参議院議員通常選挙と共通いたします。

1-6をご覧ください。平成25年4月7日執行の秋田県知事選挙執行経費でございます。予算の額は、平成24年度分が16,327千円、25年度分が31,533千円で、総額47,860千円で、いずれの年度も、歳入歳出同額となっております。3月21日に告示がされ、期日前投票は3月22日から16日間行われます。なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、15款3項1目の秋田県知事選挙費委託金が充当されております。

1-7をご覧ください。平成25年4月7日執行の大仙市長選挙執行経費でございます。予算の額は、平成24年度分が5,101千円、25年度分が7,018千円で、総額12,119千円となっております。大仙市長選挙は、秋田県知事選挙を親選挙とする同時選挙のため、経費の一部が秋田県知事選挙の経費から支出されるため、大仙市長選挙における予算措置は、選挙運動費用に係る公費負担分がその主なものとなっております。3月31日に告示がされ、4月1日から6日間期日前投票が行われます。

1－8をご覧ください。平成25年9月30日の任期満了に伴う大仙市議会議員一般選挙執行経費でございます。予算の総額は110,103千円でございます。主な予算措置としては、職員の時間外勤務手当に18,055千円、ポスター掲示場関連に36,398千円、選挙運動費用の公費負担に39,504千円を措置しておりますが、この3区分で予算総額の85パーセントを占めております。なお、期日前投票は、告示日の翌日から6日間おこなわれます。

次に、当初予算概要の16ページをご覧ください。「2款4項1目1事業」の選挙管理委員会委員報酬の124万円は、委員4名分の報酬でございます。同じく「10事業」選挙管理委員会事務費の87万円は、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修旅費及び国民投票システム保守料などがございます。同じく「50事業」選挙管理委員会費負担金の9万1千円は、選挙管理委員会連合会に対する負担金であります。

「2款4項2目10事業」の選挙常時啓発費の77万5千円は、小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や成人式出席者に対する記念品代など、選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。「2款4項8目10事業」「9目10事業」「19目10事業」の予算措置は各土地改良区の総代の任期満了に伴う、総代総選挙の執行経費でございます。なお、これらの選挙の執行経費の財源といたしましては、全額、12款2項1目の各土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 先の衆議院選挙での投票率と期日前投票の投票率、そして、いわゆる投票に出かけなかった方々の、年齢的に高い人が多いとか、そういったことがわかるのでありましたら、是非そういう投票しなかった方々の特徴について教えていただきたいと思います。高齢者等が棄権してしまうというような傾向がかなり憂慮されますので、そういった事態をどうやって皆さんに投票所に出かけていただけるのかというふうなところを考えていただかなければ困るなあという思いもありまして聞いたところでした。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、藤井局長。

- 選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 一点目の衆議院議員の投票率であります。小選挙区の方の投票率でございますが、66.08%となっております。期日前投票の投票率でございますが、27.67%となっております。最後のご質問の投票所に行かなかった方々の年齢層というのは、ちょっと手持ちの資料にございませんので、後で、文書でお出ししたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 66.08%というのは、全体としては低かったというふうに受け止められるのではないかと思いますし、期日前も相当進んでいるとはいえ、27.67%という、総選挙では過去最低の投票率という形と言えるのではないかなと思うわけです。私たちはいつも高齢者の投票が年々棄権が多くなっていくだろうと心配しているものですから、是非その点の、今年の数ある選挙での投票率向上のための努力をどんなふうにするものやらというふうに期待しているわけですが、そのへんいかがお考えでしょうか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、藤井局長。
- 選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 選挙におきましての一番の課題は投票率の向上でございます。投票所の再編ということで、多分に行きづらい面も出てきたということもないわけではないわけですし、期日前投票が一番要になるかと考えております。今回の選挙は確かに率的に27.67%という数字ですけれども実質的には全投票者に占める期日前投票者の割合というのは40%近くいってございます。ですから、割合というのは選挙の度に増えていくという内容でございます。ただそれが必ずしも全体の投票率の底上げに直結するかなければ必ずしもそうではないということも言えます。ただ、期日前投票というのは投票しやすいという、かなり好評な状態でございますので、この先も進めて行かなければならないと考えてございます。
- 委員（佐藤文子） まずわかりました。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。
- 委員（鎌田正） これ、投票率上げるために、実は投票所が遠くなった、いろいろ要因あると思うけれども、特に旧大曲市内であったら比較的交通の便もよくて期日前できると思うけれども、我々のような山間部においては、一人の老人世帯、或いは老人だけの世帯、そういった人たちの投票行動を起こすために、これが違反だとなれば何ともならないけれども、例えば今の患者輸送車など利用しながらあるいは、ちょっと不可能だと

思うけれども、バスで投票所や期日前に来てもらうとか、そこら辺なんか、違法であれば何ともならないけれども、そういうことを考えたことはないですか。

○委員長（渡邊秀俊） 藤井局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 公職選挙法の中に、投票の原則論みたいなものがあります。自分の意志で自ら投票所に行って選挙はするものだと、これが大原則であります。その流れからしますと、バスなどを出して有権者を投票所まで公的機関が運んだ場合、違反とは言えないんですが、投票の秘密を犯す場合も出てくるというパターンも出てきます。つまり、バスに乗った人は投票に行ったけれども乗らなかった人は投票しなかったとか、様々な弊害が出てくるということになります。ですから他の手段、例えば広報とか地域的なつながりを持った会合とかで投票をお願いするという方法の方が直接的な支援よりも公選法にはかなうという感じがします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 原則論でいくと当然そういうような答弁になると思いますが、今佐藤議員も言われたように、年配の方の投票行動を促進する意味でも、バスが違法だとすれば別の面も考えられるけれども、例えば我々候補者がバスなりそういう機関を利用させていくということは当然違法だと思うけれども、公的に、いわゆる投票率を上げるために、公共の、あるいは行政の乗り合い方法を講じていけるようなこと考えていかなければこれからはますます投票率は伸びないし、民意が反映されないような状況下にあるのではないかなと、これは冒頭に申し上げたとおり、交通の便のいいところはいいけれども我々のような山間部だと、かなり厳しくなっていくのじゃないかなと、そうすれば、また元に戻して投票所多くすればいいかといえそう言ったこともなかなかできないと思うけれども、これ選挙管理委員会の分でなく別の部門になるかもしれないけれども、何かそういったこと市全体で考えていけることあればいいなと感じているわけけれども、もしかすれば総務部長あたりかもしれないけれども、なんとしたのですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 国政から県政から市議から市長からと、様々な選挙があることで、公選法では今局長が申し上げたように原理原則論が厳然としてあるわけなんですけれども、今議長がおっしゃるような、こういう社会を想定していない法律ではないかなと私は思うんです。ですから全国的にそういう情勢にあることですので、市として検討するというのも一つの方法だと思うんですが、国政の投票率なんかも全体的に落ちて

いるわけですので、そこは国の方とかでもこういうことをきっちり議論していただいて制度としてこうするというようなことをしていただくのが、地方自治体としては立場ではないかなというふうに考えています。できればいいんですけども、国政やる場合は国の補助金全部でやるし、県は県の交付金で全部やることになりますので、自ずとルールに基づいてやることになりますので、選挙という国の根幹の制度ですので国の方でそういう検討していただければなと思っております。ちょっと答弁にはなりませんけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 期日前の他に郵便投票もあれば不在者投票も施設なんかであると思っ
うんです、病院なんかでやる不在者投票、投票の秘密がきちんと守られているかといえ
ば、非常に問題もあろうかとは思いますが、自分から出かけて行って投票しなければ
ならないというふうなもの以外のそうした不在者投票或いは郵便投票というふうな制
度があるのですよというところがどれだけ市民の皆さんに認知されているかというあた
りでのきちとした周知というふうなものも大事じゃないかなと思うんですけども、
寝たきりの方々はそういうものが行ったところでなかなか利用できないというふうな
も現実あるわけですけども、そのへんはいかがなものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、藤井局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 不在者投票の関係なんですけれども、施設に関
してはかなり、施設自体が認識しております。例えば老健施設でも新しい施設ができた
場合はできたと同時にいち早く不在者投票の指定を受ける手続き、県選管の許可なんで
すが、その手続きをいち早くとります。ですから施設自体がかなり認識を持っています。
それから郵便投票制度というものがございます。これはかなり条件的に厳しいものがあ
りまして、歩くことが困難な1・2級の障がいの方とか介護度5とか、かなり厳しいも
のなんです、これも問い合わせかなりあります。ですからかなり認知はされていると
私どもは感じてございます。ただ郵便投票を行うには実際に登録が必要なものですから、
せっぱ詰まってから登録したいという人が結構来るものですから、ある程度事前に広報
したりして進めて参りたいと考えてございます。

○委員（佐藤文子） 十分間に合うような紹介をしていただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、選挙管理委員会に関する質疑を終結いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、佐藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤智弘） 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。平成25年度当初予算概要の最後のページ、17ページをご覧ください。2款6項1目1事業、監査委員報酬468千円は、議会選出監査委員の報酬で、前年と同額です。

10事業、事務費等811千円は、事務局での経常的な事務経費で、このうち434千円は、決算審査意見書、定期監査報告書などの印刷経費、377千円は各関係団体総会及び研修会等出席旅費、費用弁償等です。50事業、監査委員費負担金55千円は、全国、東北、秋田県都市監査委員会の会費となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 議選の報酬に関して、副議長の報酬とどのくらい差があるものですか。議会事務局長。副議長さんの報酬と、議選、正直言ってかなりハードです。

○委員長（渡邊秀俊） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 7%減じる前の副議長の報酬は46万6千円ですので、高橋議員の場合は43万2千円、そういう計算になります。今7%減になっていますのでそのあたり含みますと副議長の方が低いということになります。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成25年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。なお、本件に関する討論及び採決は、11日、市民部と一緒にを行います。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第65号、「平成25年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第70号「平成25年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、各財産区特別会計のご説明をいたします。資料につ

きましては、平成25年度当初予算概要で、ご説明いたします。ページは、9ページでございます。資料の左側をご覧ください。平成25年度 大仙市 内小友財産区特別会計予算でございます。25年度予算額は、430千円であり、前年度に比べ500千円の減となっております。減となった理由につきましては、昨年度は、「大仙楽器サポート事業費」の内小友小学校分の助成のため、一般会計繰出金として500千円の支出があったためであります。また、25年度の間伐等の事業は予定しておりません。次に、財産の状況ですが、25年度末では、土地は324ha、出資金は212,000円、基金は、18,125,000円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、313千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。以上で、内小友財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、大川西根財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。25年度予算額は、8,316千円であり、前年度に比べ7,400千円の増となっております。増となった理由につきましては、25年度の事業として、大曲西根字宇津台地内の搬出間伐事業を予定しており、その業務委託料が5,400千円、また、間伐による立木の売却額の一部2,500千円を基金積立する経費などが増の理由であります。次に、財産の状況ですが、25年度末では、土地は32ha、出資金は152,000円、基金は、22,715,000円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、8,232千円であり、その主なものは、立木売払収入が4,491千円、雑入が3,235千円であり、雑入については、間伐事業の補助金であります。以上で、大川西根財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、荒川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。次のページ、10ページの、左側をご覧ください。25年度予算額は、1,850千円であり、前年度に比べ180千円の増となっております。増となった主な理由につきましては、風害や雪害の補償のための森林国営保険の保険料として367千円が増となったためであります。この保険は、5年分の補償となっております。次に、事業状況についてであります。協和荒川字ウガイ沢地内 1haの下刈事業を予定しております。また、財産の状況ですが、25年度末では、土地は414ha、出資金は1,138,000円、基金は、46,864,895円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、1,313千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。以上で、荒川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、峰吉川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。25年度予算額は、2,970千円であり、前年度に比べ1,659千円の増となっております。増となった主な理由につきましては、森林国営保険の保険料1,659千円が増となったためであります。次に、事業状況についてであります。25年度は、特に予定はしておりません。財産の状況については、25年度末では、土地は434ha、出資金は722,000円、基金は、28,929,746円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、2,629千円であり、その主なものは、基金繰入金であります。

以上で、峰吉川財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、船岡財産区特別会計予算について、ご説明いたします。次のページ、11ページの左側をご覧ください。25年度予算額は、1,620千円であり、前年度に比べ55千円の増となっております。増となった主な理由につきましては、森林国営保険の保険料426千円が増となったためであります。25年度の事業としては、協和船岡字寺地地内2.7haに肥料を散布する表面施肥事業を予定しております。この場所は、農道の工事のときの、土捨て場とされた場所であり、植林しても生育が悪いため、実施するものであります。次に、財産の状況ですが、25年度末では、土地は61ha、出資金は292,000円、基金は、57,942,397円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、1,332千円であり、その主なものは、基金繰入金となっております。

以上で、船岡財産区特別会計予算の説明を終了いたします。

続きまして、淀川財産区特別会計予算について、ご説明いたします。資料の右側をご覧ください。25年度予算額は、3,420千円であり、前年度に比べ1,612千円の増となっております。増となった主な理由につきましては、森林国営保険の保険料739千円や乗用草刈機の購入費806千円が増えたことなどがあげられます。次に、事業状況についてであります。25年度は、特に予定はしておりません。財産の状況については、25年度末では、土地は230ha、出資金は290,000円、基金は、137,755,632円の見込みとなっております。次に、財源内訳ですが、その他財源は、2,906千円であり、その主なものは、財産貸付収入と基金繰入金であります。

以上各財産区特別会計予算につきまして、ご説明いたしましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより、議案第65号から議案第70号までの6件について一括して質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。
鎌田委員。

○委員（鎌田正） 財産区のことにはわかっているつもりだったけれども、固定資産はもらっているんだっけか、財産区では。財産区から固定資産税もらっているか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 特別地方公共団体ですので、非課税ということになります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財産区の構成員というのは、実態把握していますか。ということは、地域だけは限定してあるけれども、構成員に関しては手かけたことねしべ。構成員ということは、財産区の中にこういう権利者がこれだけいますというようなことは、調べたことがないということだしべ。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

（午後3時55分 休憩）

（午後3時57分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。管財課長。

○管財課長（舩屋博之） 財産区の関係ですけれども、地方自治法上特別地方公共団体であることで、その区域に住所を有する全ての住民が財産区の構成員というとらえ方であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 仮にそうだとすれば、転入転出の段階で確認する、しないは関係ないという解釈でいいな。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

（午後3時58分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。他にありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この荒川財産区で、一般管理費の補助金が30万出ている、これは何ですか。

- 委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。
- 管財課長（舛屋博之） 入会地の使用料ということで、水沢集落と稲沢集落に15万円ずつ毎年出しているということです。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） ということは、小学校に補助金出すとか、例えばどここのそういう地域の集落に補助金出すとか、そういうものではないと言う解釈でいいしな。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、管財課長。
- 管財課長（舛屋博之） すいません、ちょっと言葉足りなくて、土地借り上げ料ということで2集落に対して出している経費でございます。
- 委員（本間輝男） 委員長、これ今橋村議員もちょっと言ってるけれども、小学校の閉校に財産区の収入を使ったということで、一時議会で話題になったことあるんです、荒川とかでなく、どこの学校とは言わないけれども、協和地区で、それが適正なのかどうかというとき、うやむやになったのよ、地域の人たちに使うんだからいいと、それで、地方自治体の一つと見なされるものはそういう学校の閉校式に予算使っていいのかというような問題も言ったはずだけれども、そこあたりもうやむやになってしかたねべと、子どものためにというようなことであつたはずですよ。だけれども、たぶん俺の想像では、拡大解釈なのか何かあるのか知らないけれども、いずれこれ次の委員会まできちんと出してもらいたいところがあるしな。中身わからないで議論しても何ともならないしよ。ちょっと休憩。
- 委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩しますけれども、お互いはっきりしたものわからないでなんだかんだ言ってもしょうがないので。

（午後4時04分 休憩）

（午後4時08分 再開）

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。舛谷管財課長。
- 管財課長（舛屋博之） 先ほどの30万円の予算額の件ですけれども、内容的には入会地に係る土地の借り上げ料ということで2集落に対して1集落15万ずつの30万を出している予算でございます。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。
- 管財課長（舛屋博之）

- 委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を集結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。（「委員長」の声あり） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） これ、財産区そのものの定義がはっきりしないうち、採決は次の日まで持ち越してもよくないですか。今日採決しなくても。だから、次の日にとか、財産区はこういうもので、こういう構成で、権利者云々とか出るしべ。それで初めてこの予算をもう一回上程していただいたらいいしべ。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。
- 総務部長（元吉峯夫） もう一度、財産区の関係について、私の方できちんと整理した形で一連の説明を後日、来週にもさせていただきたいと思います。その後でご判断いただきたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本6件は、11日までの継続審査とします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、「入札契約制度の改正について」を議題といたします。当局の説明を求めます。久保江契約検査課長。

○契約検査課長（久保江信晴） 常任委員会の審議でお疲れのところ、説明の機会をいただきましてありがとうございます。入札契約制度の改正につきましては、業界団体との意見交換会及び入札結果分析を基に、毎年実施してきたところであります。平成25年度改正は、発注者・受注者双方の要望に応えるかたちで、市長・両副市長協議を経たうえで、資料記載の3項目について改正するものであります。

一つ目の改正は、「舗装工事発注方法の見直しについて」であります。舗装工事については9月に舗装格付け業者と等級別意見交換会、いわゆるA等級、B等級別々の交換会です。を、開催し、A等級の自社プラント保有業者からは優遇措置の継続を、また、B等級業者からは、少額舗装工事については是非B等級だけで競争させていただきたいという要望をそれぞれ受けました。また、市の方からは、アスファルト舗装工が過半を占めるオーバーレイ舗装工事等を実施するには望ましい施工体制としてアスファルトフィニッシャーなどの舗装機械の所有、レンタルを含みますけれども、これに加えて専門技術者及び複数の技能者の配置が必要であるということを提案いたしました。以上のことをふまえて、次の2点の改正及び試行を実施するものであります。ここで言うオーバーレイというのは、轍、ひび割れなどを起こした舗装の上に加熱したアスファルト合材をかける修繕方法であります。

最初に「（１）少額舗装工事の発注方法の改正」について、ご説明いたします。二枚目の「発注イメージ図」を、ご覧ください。上段が【現行】で、下段が【改正後】であります。現行ではB等級案件、いわゆる500万未満の分ですけれども、これにはA等級の自社プラント所有業者2社が入札参加可能でした。これを、改正後はそれを300万以上に限定、いわゆる縮小するものであります。発注イメージ表で言いますとオレンジ色の部分になります。このことによりまして、300万未満の黄色の部分ですけれども、これを新たにB等級の業者のみの競争となるという改正でございます。

次に「（２）オーバーレイ舗装工事等」に限定した要件付き入札案件の試行についてでございます。ここに記載のとおり、下記の要件付き入札案件を試行し、1年をかけて検証したいと考えております。内容は、工事内容に応じて入札公告に主たる部分の下請負を認めない旨の記載をした上、次のような要件を伏して発注するものでございます。発注工種は舗装工事でございます。また等級は、A・B問わず予定価格の範囲300万から700万で発注するというもので、これにはA・Bの中間の範囲設定により等級別の不公平感を解消するというふうな内容でございます。これにつきましては発注イメージ図では水色の部分になります。以上が一点目の改正であります。

続きまして2点目でございます。「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査について」であります。秋田県では平成14年6月から県内建設業者の経営基盤の強化や技術力の向上を促進するために格付けを有する県内建設業者同士が合併した場合、建設工事入札参加資格に参加近い確保措置ということを講じております。それで県内建設業者の円滑な合併を支援しているところでございます。大仙市につきましても、現在作成中ですけれども、仮称「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する確保に関する要領」を策定し、合併後の格付け、直近下位等級への入札参加資格の拡大、総合評価落札方式の評価項目及び評価基準、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVにおける特定及びその適用期間等について定め運用したいと考えています。以上が2点目の改正であります。

3点目の改正につきましては、「公共工事の前払金制度について」であります。大仙市経済・雇用・生活緊急対策では、第4次行動計画まで実施してきたところの前払い金制度につきまして、今回緊急対策としてではなく、本則を改正した恒久的な制度としたいというものでございます。現在の本則は請負工事500万以上、工期60日でしたけ

れども、緊急対策では130万以上、工期制限なしということで実施して参りました。今度は本則を改正して実施したいというような内容でございます。

これらの制度改正につきましては、関係各課及び業界団体と連携を図りながら円滑に実施してまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 素人みたいな話で申し訳ないですけども、1・2・3番、これ舗装工事の部分だけのこと言っているのですか、2番目も3番目も。

○契約検査課長（久保江信晴） 三つある内1番目は舗装工事だけで、2番3番は工事全て全般についてでございます。

○委員（鎌田正） それから、管工事の人たち、いつも建設業界とかち合うというか、バッティングするとか、入札という意味でなくて、同じ土俵に上がられないと盛んに言っている人たちがいるが、どうなっているのか。特に管工事の部分についての業者の人たち、土建業者も入っているかも、そして指名するときも全然管工事の分では土建屋も入っていてさっぱりやりにくいとかという、そういうことはないのか。説明しづらいところ歩けれども、管工事のA級の人たち、土建会社のA級の人たちも入るとかって盛んに、そこらへんどうですか。素人で俺の言っていること理解できないかもしれませんが。

○委員長（渡邊秀俊） 久保江課長。

○契約検査課長（久保江信晴） いわゆる管工事というのは大仙市の格付けでは給排水、暖冷房衛生設備工事ということで、いわゆる建物内の工事を行う方々が管工事業者といわれております。また、上水道の配水管等工事する業者は、水道施設工事というふうな工種で別の工種になっています。これには土木業者も参入していますし、給排水の管工事業者も参入してまして、相当な業者数があります。

○委員（鎌田正） それでだ、例えば災害あった場合に、いわゆる水道工事なんかは、仕事は土建屋というか建設業界、当然資格を持った人たちが工事するんだけど、災害があったとき全て管工事の人たちにやらせられるとかという声があるんだよな。例えば故障あったり、水道の場合は水漏れだったり、そういったときは地元業者だといって施工業者でなくて水道工事店か、簡単に言えば、そういった人たちに来るし、工事もきちっと将来にわたって、ライフラインの一つだから、そういった専門店というか、そうい

う人たちにやらせて欲しいものだなという要望が結構あると思うけれども、そういったことをあなた方は何も感じていないものですか。

○契約検査課長（久保江信晴） おっしゃることは十分わかりますけれども、土木業者の皆様も水道施設工事の格付けを県で取得してきているわけなんです。そういう関係で、大仙市の入札制度も秋田県の格付けを遵守することですから、自ずと格付け取得した土木業者を入れざるを得ないというのが現状でございます。

○委員（鎌田正） まずわかった。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。以上で、「入札契約制度の改正について」を終了します。

ちょっと、委員の皆さんにおはかりしますが、以上で総務部関係、財産区残ったわけですが、市民部関係、引き続きやりますか。（「市民部長いないのでは」の声あり）
11日にしますか。（「はい」の声あり）

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。本日はこれにて散会し、11日、10時から委員会2日目を開催いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時23分

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊